

# 令和3年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

令和3年2月15日（月）

開会 午前10時00分

閉会 午後 5時15分

## ◎出席議員（12名）

1番	久保居 光一郎	2番	中山 五男
3番	田島 信二	4番	小川 洋一
5番	大金 清	6番	大金 市美
7番	川俣 義雅	8番	矢板 清枝
9番	平塚 英教	10番	益子 純恵
11番	阿久津 武之	12番	沼田 邦彦

## ◎欠席議員（0名）

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣 純子
副組合長	福島 泰夫
病院長	宮澤 保春
事務局長	塩野目 修一
消防長兼総務課長	車 和則
総務課長	岡 誠
会計管理者兼管理課長兼書記長	深澤 昌美
統括管理監	関口 忠司
病院事務長兼医事課長	南木 信男
病院事務次長兼総務課長	澤村 雅彦
保健衛生センター所長兼施設整備室長	石嶋 賢一
消防本部予防消防課長	川俣 寿行

## ◎職務のため出席した者の職氏名

議事係長	石田 直人
書記	星 麻里
書記	齋藤 晋太郎

## ○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第4 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第5 (議案第3号) 令和2年度南那須地区広域行政事務一般会計補正予算(第3号)の議決について (組合長提出)
- 日程第6 (議案第4号) 令和2年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について (組合長提出)
- 日程第7 (議案第5号) 令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について (組合長提出)
- 日程第8 (議案第6号) 令和3年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について (組合長提出)
- 日程第9 (議案第7号) 令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について (組合長提出)
- 日程第10 一般質問
- 

## ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[ 午前10時00分開会 ]

○議長（沼田邦彦） おはようございます。

ただ今の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただ今から令和3年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会に当たり、組合長の挨拶を求めます。組合長。

[ 組合長 川俣純子 登壇 ]

○組合長（川俣純子） おはようございます。令和3年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会にご出席をいただきありがとうございます。

今回は7議案を提出しております。皆様の慎重審議をお願いしたいと思います。

また、土曜日の夜、大きな地震がありましたので、ちょっとそのほうの報告をさせていただきます。

まず、施設的には、被害を受けたところは、特に今の段階での報告はありません。

救急搬送された方が那須烏山市では3名、うちお1人が発見がちょっと遅れましたので、低体温症になり、重症となっております。もう1人の方の重傷は骨折のみとなっております。どちらも、電気が切れて停電になりましたので、それで転んだということからなっております。

那珂川町のほうの報告は、今のところはありません。

また、審議に先立ちまして、那須南病院における新型コロナウイルス感染症への対応についてもご報告させていただきます。

ご承知のとおり、国内では第3波の感染拡大により、新規感染者数が急速に増加しました。栃木県内でもクラスターによる感染が広がり、1月13日には、国から緊急事態宣言が出されました。

当地域におきましても、昨年12月末から感染者が急増し、那須南病院では患者及び濃厚接触者のPCR検査や、陽性者の対応に追われております。これまで那須南病院では、昨年2月の感染拡大初期より発熱外来を行ってきましたが、年末に自前のPCR検査装置を整備することができました。これにより、検査件数の拡大を図るとともに、検査結果が1時間半で判明するようになりました。検査方法については、院内感染防止の観点から、ドライブスルー方式としました。

また、この地域全体の医療提供体制を維持するため、南那須医師会との連携でPCR検査の受託契約を締結し、診療所の先生方からの検査予約を受け付けているところでもあります。

一方で、昨年2月の感染拡大から長期に及んでおり、これらへの対応のために、医療スタッフの心労及び業務負担が非常に多くなっている状況もあります。現在、栃木県では緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き栃木県全域において、警戒レベルの「特定警戒」が出されております。

今後も予断を許さない状況にありますが、県や市、町と連携し、南那須地域の住民の生命と健康を守るため、全力で取り組んでまいります。

また、ワクチン接種もこれから行われることとなりますので、その時にも協力を惜しまないで進めていきたいと思っております。

議員の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、組合長の挨拶が終わりました。本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりでございます。

これより議事日程に基づき議事に入ります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（沼田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

8番 矢板清枝議員

9番 平塚英教議員の2名を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（沼田邦彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

---

◎日程第 3（議案第 1 号）南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第 3（議案第 1 号）南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただ今上程となりました、議案第 1 号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、対象火気設備等の位置・構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴う改正であります。

主な改正点は、近年、電気自動車の普及が多くなり、それらの車両への急速充電設備も増加していることや、今後さらに急速充電設備の高性能化も想定されることから、現行の急速充電設備の規制範囲を拡大するとともに、防火安全上の基準を追加するものであります。

詳細につきましては、予防消防課長から説明させますので、何とぞ慎重審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 予防消防課長。

○予防消防課長（川俣寿行） それでは、今回改正する南那須地区広域行政事務組合火災予防条例、これ以降「条例」と申しますが、内容について、条文に沿って説明をいたします。

まず、条例第 8 条の 3 でございますが、条例第 4 4 条において、10 号に急速充電設備の項目が新たに加わります。関連する条文内の第 4 4 条第 10 号が 11 号となるものであり

ます。

次に、条例第11条の2でございます。11条の2は、電気自動車等の急速充電設備の規制範囲等が表記されております。その範囲は現行では、全出力が20キロワットから50キロワット以下のものでありましたが、今後、電気自動車等に搭載される電池の大容量化に伴いまして、それらの車両に対応する急速充電設備の普及が想定されることから、規制範囲が拡大され、上限を200キロワット以下の分までに引き上げるものであります。

また、これらの設備を設置する際に防火安全上必要となる基準に、新たに第1号、13号、14号、15号、及び16号のウとエに内容を加え、現行の条文をそれぞれ繰り下げるものであります。さらに条文内のほうも、「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改正したものであります。

次に、条例第17条及び第44条において、条文中の文言、「充填」の文字——平仮名でありますが漢字に改正するもので、他の法令や省令と合わせたものであります。

次に、条例第44条は、火を使用する設備等の届出であります。新たに第10号に急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く）の項目が加わり、それ以降であります現行の第10号から第14号を順次繰り下げるものであります。

改正条文の説明は以上であります。内容を端的に説明いたしますと、現行の条例では、20キロワットを超えるものから50キロワット以下は、規制対象ではありましたが、届出の義務は生じておりませんでした。今後は、50キロワットを超えるものから200キロワット以下のものが、急速充電設備としての届出の義務が生じてまいります。

また、現行条例では、50キロワットを超えるものについては変電設備としての規制対象でありまして、こちらは届出の義務が生じておりました。今後は、200キロワットを超えるものが変電設備となりまして、現行同様の届出義務が生じてまいります。

なお、施行日については、令和3年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） 議案第1号でございますが、今、説明がありましたように、急速充電器の配備ということで、それについて、説明では50キロワットから200キロワットの設置について、消防署のほうに届出義務が発生したというような説明でございました。

それでは、南那須広域管内の燃料電池発電設備や急速充電設備というものの配備はどのような状態になっているのか、つかめる範囲でお示しいただければと思います。

○議長（沼田邦彦） 予防消防課長。

○予防消防課長（川俣寿行） 先ほど説明いたしました、急速充電設備としての届出は今までございませんので、数的には、うちのほうでは正式には把握していませんが、インターネットで検索いたしましたところ、急速充電設備、いわゆる自動車に充電する設備ですが、那須烏山市で5か所、那珂川町で4か所の、計9か所の配置があると思われま

す。ほかの発電設備は、消防用の発電設備となりますので、消防用設備が設置されております屋内消火栓とか屋外消火栓、もしくはスプリンクラー設備には非常用電源の設置が義務づけられておりますので、それらがついているところには必ず発電設備が設置されていると思います。数はかなりの量がございます、条例で言いますと「内燃機関を言動力とする発電設備」という区分に該当になりまして、物はいわゆるディーゼル発電のものなのですが、消防用設備としての届出ですが、市のほうに38台、町で22台、計60台があります。これは全て消防用設備の、非常用電源としての届出でございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。ほかにもございませんか。

2番、中山議員。

○2番（中山五男） 中山五男です。1点お伺いいたします。この火災予防条例に基づいて、消防署ではこれらの施設をどのように監視をして、安全を確認されるのか、この辺についてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 予防消防課長。

○予防消防課長（川俣寿行） ただ今のご質問ですが、監視については、危険物施設よりもレベルは下がると思うのですが、危険物施設は規制対象で既にごございますので、かなりの規制が加わっていますが、この設備については、やはり維持管理は設置者に義務がございます。また、消防としては、不定期に立入検査等を実施いたしまして、適切な安全管理がなされているかどうかの確認を実施しております。

以上です。

○2番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決いたします。議案第1号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する  
条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただ今上程となりました、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在の診療科目に「消化器内科」を追加するものであります。



追加理由は、現在行っている内視鏡手術として、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術という術式があります。これは、大腸粘膜表面からある程度の深さにとどまっている早期がんや、その他の腫瘍性病変に対して行われる内視鏡治療技術の1つで、内視鏡の先端から特殊な器具を出して、病変周囲の粘膜を全周にわたり切開し、病変を表層部から剥がし取るという方法であります。この術式による診療報酬点数を取るための施設基準の1つに、「消化器内科」を標榜する必要があるためであります。

なお、現在、日本消化器病学会の専門医として、消化器内科領域及び内視鏡領域での豊富な経験と実績のある内科医師が1名在籍しております。

以上、提案理由の説明をいたしました。何とぞ慎重審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） 議案第2号でございますが、那須南病院事業の設置等に関する条例の一部改正ということで、診療科目に消化器内科を加えるということでございます。

今、提案理由の説明がありましたが、内視鏡治療のためにこの科目を増やすということでございますが、不勉強で申し訳ございませんが、今までは、同様な治療はやっていなかったと考えていいのですか。それともやっていたのか。そして今後、この科目の設置に伴って、さらにどのように大きく改善されるのか、説明をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 病院事務長。

○病院事務長（南木信男） 平塚議員からのご質問にお答えいたします。今までも、先ほど組合長から答弁がありました、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術につきましては行われております。過去2年間の実績ですが、令和元年が19件、令和2年が19件、実施しております。

この内視鏡手術の施設基準につきましては20件ということで、その件数には達しておりませんが、今後も医療需要は十分に見込めるものと考えておりまして、できるだけ病院の医療収入の増収を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

5番、大金議員。

○5番（大金清） 二、三日前の下野新聞に、那須烏山市のほうで新型コロナウイルスワクチンの接種の場所が那須南病院と旧武道館の2か所出ておりました。

これは、那須南病院が集団接種となりますと、那珂川町のほうの状況、また今までの経過、どういう形で集団接種するようになったのか、その計画を、那珂川町では個別に接種できるのかどうか、あくまでも那須烏山市の集団接種なのか、その辺をお伺いしたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○議長（沼田邦彦） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 新型コロナウイルスの予防接種事業に関しましては、ご存じのとおり、本当に急速に国を挙げて進めている事業でございまして、なかなか流動的な面も多々ございます。

ただ、委託されて主体になる組織は各分子医師会と、市町村というようになっておまして、当南那須医師会と市町の担当者と交えての協議を重ねて実施しています。そういう中で、1つの方向性としてそういう形になってきたと理解しています。

ただ、このコロナの予防接種については、まだまだ流動的なところもございまして、大枠としましては、第1段階として医療関係者、第2段階は高齢者、第3段階としてそれ以外の一般の方々への接種と、3段階に分けての接種の予定となっております。

現段階では、第1番目の医療関係者、これは各病院、3か所当地域には病院がございまして、それと医院、クリニック、それから調剤薬局、歯科診療所、訪問看護ステーションが含まれます。介護施設はこれには含まれません。この方々の接種をどのようにやるかということが、ようやく具体的に決まったところでございます。

各病院はそれぞれにその施設でやってもらう。それ以外の医療関係者、これは那須烏山市も那珂川町も含まれますが、当院の空いている午後の外来スペースを使いましてやろうということになりました。

何分、このワクチン接種自体が、まだ始まっておりませんので、どういう副反応が出るかという懸念もございまして、最初は医療関係者については何かあったときにも対応ができる病院でやるのがよろしかろうということで、第1段階としてそのような形によりやく決

まってきたところでございます。

その後の高齢者、あるいは一般の方々をどうするかについては、病院としましては、空いているスペースをお貸しできますよということでお話はさせていただいていますが、何分、病院はスペースが手狭でございますので、果たして大多数の、非常に多くの人数をさばけるかというところに問題がございまして、そういう意味で、場合によっては学校の体育館等を利用されてもいいのではないかとのご提案はしているところでございます。

ただ、高齢者の方々について、果たしてそれでうまくいくのかということもありまして、そこら辺はまだ正式な決定とは、私のほうでは認識はしておりませんが、とにかく安全に、地域の方々皆さんに予防接種をしていただくのが一番大事なのかなとは認識しております。

第2段階、第3段階につきましては、今後、正式に決まっていくものなのかなと考えていまして、そこら辺の決定事項につきましては、私のほうでは把握しておりませんが、現状ではそのようなかたちです。

○議長(沼田邦彦) 大金議員、申し訳ございませんが、条例の一部改正なものですから、予算審議のほうでよろしくお願いします。

○5番(大金清) はい、分かりました。

○議長(沼田邦彦) ほかに質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(沼田邦彦) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決いたします。

議案第2号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事

務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第5（議案第3号）令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決について

◎日程第6（議案第4号）令和2年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について

○議長（沼田邦彦） 日程第5（議案第3号）令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決について、及び日程第6（議案第4号）令和2年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更についての2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[ 組合長 川俣純子 登壇 ]

○組合長（川俣純子） ただ今上程となりました、議案第3号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決について、並びに議案第4号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第3号、一般会計補正予算（第3号）につきまして、概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入・歳出それぞれ937万6,000円を減額いたしまして、予算総額を22億9,320万円とするものであります。

歳入・歳出について主なものを説明申し上げます。

まず歳入につきましては、分担金及び負担金において、地方交付税算入額の確定により1,794万6,000円減額し、繰越金において前年度繰越金の確定により850万1,000円増額するものであります。

次に歳出についてですが、総務費は、人件費の精査及び財政調整基金への積立てにより945万6,000円増額し、衛生費においては、人件費のほか、ごみ処理費や一般廃棄物処理施設整備費の精査により13万2,000円減額。消防費においては、人件費の精査、消

防総務費負担金の確定により1,870万円減額するものであります。

次に、議案第4号、負担金の額の変更につきまして、概要を申し上げます。

負担金の額の変更につきましては、議案第3号でご説明しましたように、地方交付税算入額の確定に伴い負担金の額を変更するもので、組合規約第13条第2項の規定により議決をお願いするものであります。

以上、議案第3号並びに第4号につきまして概要を説明したところでありますが、詳細につきましては管理課長から説明させますので、何とぞ慎重審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 管理課長。

○管理課長（深澤昌美） それでは、議案第3号並びに議案第4号について説明申し上げます。

初めに、議案第3号 令和2年度一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算は、人件費の精査や地方交付税算入額の確定のほか、年度末を迎え各種事務事業の確定や見込みがついたものなど、最終的な調整を行い編成したものであります。

補正予算書の2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正は、歳入・歳出それぞれ937万6,000円を減額し、予算総額を、22億9,320万円とするものです。

続いて、事項別明細書に従って説明いたしますので、4ページをご覧ください。

歳入から説明いたします。1款分担金及び負担金は、那須烏山市に算入されます地方交付税の広域行政分が確定したことから補正するもので、1項2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金は、病院費負担金で110万1,000円を減額、斎場費負担金で1,670万2,000円を減額するものです。

2節清掃費負担金は、し尿処理費負担金で9万2,000円を減額し、ごみ処理費負担金で6万4,000円を減額するものです。3目消防費負担金は1万3,000円を増額するものです。

5款財産収入、1項2目利子及び配当金は、財政調整基金など4つの基金の利子収入で、利息の確定により6万9,000円を増額するものです。

8款繰越金は、前年度繰越金の確定により、850万1,000円を増額するものです。

続きまして歳出を説明いたします。5ページをご覧ください。

2款総務費、1項1目一般管理費は、人事異動及び人事院勧告に準じた給与改定による人

件費の精査で308万1,000円を増額するものです。2目財政管理費は、財政調整基金への積立金637万5,000円を増額するものです。

3款衛生費、1項1目保健衛生総務費は、病院事業整備基金の利息確定により、積立金1万2,000円を増額するものです。

2項1目清掃総務費は、人件費の精査及び保健衛生センター施設整備基金の積立金で、1,040万円を増額するものです。

6ページをご覧ください。

3目ごみ処理費は、人件費の精査及び委託料や備品購入費などで事業費の確定や見込みに伴い1,020万1,000円を減額するものです。4目一般廃棄物処理施設整備費は、人件費の精査及び施設整備基金の利息確定により34万3,000円を減額するものです。

7ページをご覧ください。

4款消防費、1項1目消防総務費は、人件費の精査及び消防通信施設共同整備費負担金等の確定により1,870万円を減額するものです。

8ページから11ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第3号、令和2年度一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第4号、令和2年度負担金の額の変更についてご説明いたします。

今回の変更は、議案第3号でご説明申し上げました、那須烏山市に算入されます地方交付税の広域行政分が確定したことに伴うものです。

那須烏山市の負担額が1,794万6,000円減額の14億2,793万3,000円となり、負担金の総額が21億4,194万8,000円とするものです。

以上で、議案第3号、令和2年度一般会計補正予算（第3号）、並びに議案第4号、令和2年度負担金の額の変更について、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、議案名及びページ数をお示しください。

質疑はございませんか。

2番、中山議員。

○2番（中山五男） 前もって質問項目を出していたうち、一般会計の負担金のことについては理解をいたしました。

それで、私は今回の補正予算で病院の会計についても補正がなされるのではないかと聞いていました。といいますのは、新型コロナによりまして相当患者数が減ったと聞いており

ますので、その辺の診療収入減がなかったかと考えていたわけであります。

今回、補正をしなかった理由というか、この辺の影響される範囲がもし分かりましたら、お伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（澤村雅彦） ただ今の中山議員からの質問につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

病院事業会計におきまして補正はなかったかということでございまして、まず、新型コロナウイルスの影響はございました。4月から12月までの1日当たりの入院患者数でございますが、116.3人で、前年度と比較いたしまして11.9人の減となっております。外来関係につきましては262人で、前年度対比で28.6人の減ということになっておりまして、それぞれ入院と外来、診療収入のほうは減になっているところです。

補正をしなかった理由でございしますが、診療収入の入院収益と外来収益につきましては、地方公営企業制度研究会発行の「公営企業実務提要」におきまして、やむを得ない場合以外は、一般に赤字予算の調整は許されないものであるということになっておりますので、補正はいたしませんでした。ご理解のほうをお願いできればと思います。

以上です。

○2番（中山五男） 了解をしました。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） 広域行政の一般会計補正予算（第3号）でございしますが、先ほどの説明の中で、議案第4号とも絡みますが、那須烏山市の現行額が1,794万6,000円減額になるというような説明でございましたが、交付税算入が計画よりも大幅に減ってしまったというような理解でいいのか、それとも、確定する際に、それは見込みよりも負担分が必要なくなったので、その分交付税の算入がなかったというような理解でよろしいのですか。その辺の考え方について説明願います。

○議長（沼田邦彦） 管理課長。

○管理課長（深澤昌美） 今の負担金の減額につきましては、斎場費負担金が大きく影響してございます。今回、斎場費負担金は償還分の特別交付税の分が大幅に減ってございまして、普通交付税は当初予算のときは前年度の概要で予算計上しているのですが、10月頃に国から補正係数や交付税単価などの変更がありまして、確定値が出ます。

その段階で、今回該当だった斎場費負担金の補正係数が大幅に下がってしまいまして、多額の交付税減という結果になってございます。

以上です。

○9番（平塚英教） 分かりました。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第3号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして議案第4号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

【休憩】（午前10時39分）

【再開】（午前11時00分）

---

◎日程第7（議案第5号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について

◎日程第8（議案第6号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について

◎日程第9（議案第7号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。日程第7（議案第5号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、及び日程第8（議案第6号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について、日程第9（議案第7号）令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決についての3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただ今上程となりました、議案第5号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、議案第6号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について、議案第7号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年はコロナに翻弄された1年となりましたが、いまだ終息の兆しは見え、先行きは不透明な状況であります。

そのような中、令和3年度予算は厳しい財政状況を再認識し、コロナ対策の長期化も見据

えて、柔軟な発想での効率的な予算編成に取り組んだところであります。

では、まず議案第5号、令和3年度一般会計予算につきまして、概要を申し上げます。

令和3年度一般会計予算の総額は、前年度予算と比較いたしまして5,100万円減額の、歳入・歳出それぞれ22億4,100万円とするものであります。

主な歳入につきまして、説明を申し上げます。

初めに分担金及び負担金は、構成市町からの負担金であります。前年度比1,793万6,000円減額の21億3,278万2,000円とするものであります。

次いで、使用料及び手数料が62万1,000円増額の5,233万2,000円、繰入金  
が前年度比2,500万円減額の3,000万円とするものであります。

次に、主な歳出について説明を申し上げます。

初めに衛生費は、病院事業への繰出金のほか、斎場費、し尿処理費、ごみ処理費、一般廃棄物処理施設整備費など、前年度比1,089万2,000円増額の12億6,689万9,000円とするものであります。

次に消防費では、人件費のほか、消防施設、車両の維持管理費など、前年度比1,955万2,000円減額の7億8,993万2,000円とするものであります。

以上が歳出の主なものでありますが、歳出全般にわたり経常経費の削減に努めているところであります。

次に議案第6号につきましては、概要を申し上げます。こちらは、令和3年度の構成市町の負担金の額及び負担の方法について、組合規約第13条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第7号、令和3年度病院事業会計予算につきましては、概要を申し上げます。自治体病院は、その地域に不足しています医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを使命としています。

このため、那須南病院においても、救急医療の確保、高度医療の推進及び僻地巡回診療等に積極的に取り組み、地域住民が安心して医療を受けられる環境整備、並びに効率的な病院運営に日夜努めているところであります。

そのような中、令和3年度の予算でございますが、予算第2条に定めます業務の予定量は、年間患者数を入院で4万8,180人、外来で7万4,942人と見込んでおります。その確保に全力を傾けてまいります。

次に、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の予定額は、病院事業収益、病院事業費用、それぞれ29億4,400万円とするものであり、前年度に比べ0.7%、2,000万

円の増となっております。

また、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を4億1,364万2,000円、資本的支出を5億1,701万8,000円とし、収支不足額の1億337万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、概略を説明申し上げましたが、那須南病院は本地域唯一の二次救急医療を担う病院群輪番制病院であり、今後も本地域に欠くことのできない病院であります。

また、那須南病院は平成2年の開院から、およそ31年が経ち、建物の施設・設備の老朽化が進んでおり、将来の持続可能な医療を提供するためには、病院の大規模改修も見据えた検討を進めていく必要があるということを十分にご理解いただき、引き続きのご支援のほどをよろしくお願いいたします。

以上、議案第5号、第6号並びに第7号について概要を説明したところでありますが、議案第5号、第6号につきましては管理課長に、第7号につきましては病院総務課長に詳細を説明させますので、何とぞ慎重審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 管理課長。

○管理課長（深澤昌美） それでは、議案第5号並びに議案第6号について説明申し上げます。

初めに議案第5号、令和3年度一般会計予算について説明いたします。予算書の2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。令和3年度一般会計予算の総額は、歳入・歳出それぞれ22億4,100万円となり、前年度比5,100万円の減額とするものです。

6ページをご覧ください。事項別明細書に従って説明いたします。

歳入から説明します。1款分担金及び負担金、1項1目総務費負担金は、事務局の運営経費で、人件費の増により622万3,000円増額の7,905万4,000円とするものです。2目衛生費負担金は、2,277万円減額の12億4,461万8,000円とするものです。

増減の主なものを説明いたしますと、病院費負担金は人件費や起債償還金が増加したことなどにより2,433万8,000円増額、斎場費負担金は設備機器更新に伴い272万2,000円の増額となります。ごみ処理費負担金は、進入路工事や起債償還の終了などに伴い5,053万5,000円の減額となります。一般廃棄物処理施設整備基金費負担金は、

令和3年度で8年目となるもので、前年度同額の9,000万円とするものです。

3目消防費負担金は、人件費及び北東地区消防指令センターへの負担金の減により、138万9,000円減額の8億911万円とするものです。

1款分担金及び負担金の合計は、1,793万6,000円減額の21億3,278万2,000円となり、歳入総額の95.2%を占めております。

2款使用料及び手数料、1項1目衛生使用料は、斎場使用料で、前年同額の720万円とするものです。

2項1目衛生手数料は、し尿処理手数料及びごみ処理手数料で、ごみの処理量増加により60万円増額の4,449万円とするものです。2目消防手数料は、危険物施設設置許認可手数料で、64万2,000円とするものです。

3款国庫支出金、1項1目衛生費国庫補助金は、一般廃棄物処理施設整備基本計画作成に伴う循環型社会形成推進交付金で、352万円とするものです。

7ページをご覧ください。4款県支出金、1項1目衛生費県補助金は、病院群輪番制病院運営事業補助金で、補助単価の引下げに伴い、79万9,000円減額の806万3,000円とするものです。

5款財産収入、1項1目財産貸付収入は、自動販売機及び施設の賃貸料で、27万6,000円とするものです。2目利子及び配当金は、各種基金の預金利子で、51万7,000円とするものです。

2項1目財産売払収入、及び6款寄付金は、科目存置とするものです。

7款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、前年度同額の3,000万円とするものです。保健衛生センター施設整備基金繰入金は、本年度の繰入予定がないため廃目とするものです。

8ページをご覧ください。8款繰越金は、前年度同額の500万円とするものです。

9款諸収入、1項1目過年度収入、及び2目弁償金は、科目存置とするものです。

3目雑入は、資源ごみ売払い数量の減少、及び消防学校派遣職員の派遣終了のため、804万4,000円減額の850万6,000円とするものです。

続いて歳出について説明いたします。9ページをご覧ください。

1款議会費は、議員各位の報酬や事務経費などで、本年度は隔年度実施の議員視察研修の年でありますので、前年度比45万9,000円増額の146万4,000円とするものです。

2款総務費、1項1目一般管理費は、正副組合長ほかの報酬、事務局職員10名分の人件費のほか、事務経費などで579万4,000円増額の9,553万円とするものです。

1 1 ページをご覧ください。2 目財政管理費は、公会計システムの保守委託費やリース料、予算書・決算書の印刷費などで 2 4 5 万 4, 0 0 0 円とするものです。

2 項 1 目監査委員費は、監査委員 2 名分の報酬 1 0 万円とするものです。

1 2 ページをご覧ください。3 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費は、在宅当番医制事業委託料は減額となりますが、那須南病院に対する負担金・補助金が増加したため、2, 3 5 5 万 5, 0 0 0 円増額の 6 億 3 6 1 万 9, 0 0 0 円とするものです。2 目斎場費は、電話やトイレなどの設備機器更新工事に伴い、2 7 2 万 3, 0 0 0 円増額の 3, 5 2 6 万 8, 0 0 0 円とするものです。

1 3 ページをご覧ください。2 項 1 目清掃総務費は、保健衛生センター 5 名分の人件費のほか事務経費で、3 2 5 万 9, 0 0 0 円減額の 3, 5 2 1 万 3, 0 0 0 円とするものです。

1 4 ページをご覧ください。2 目し尿処理費は、薬品等消耗品費や運転維持管理業務委託料、定期改修工事などの管理運営費で、1 9 1 万 6, 0 0 0 円増額の 1 億 2, 8 9 6 万 4, 0 0 0 円とするものです。3 目ごみ処理費は、職員 8 名分及び会計年度任用職員 7 名分の人件費のほか、需要費、委託料、定期改修工事などの管理運営費で、工事請負費や備品購入費の減に伴い、1, 4 5 0 万円減額の 3 億 5, 1 5 3 万 9, 0 0 0 円とするものです。

1 6 ページをご覧ください。4 目一般廃棄物処理施設整備費は、職員 1 名分の人件費のほか、施設整備基本計画及び P F I 方式導入可能性調査業務委託料、一般廃棄物処理施設整備基金積立金などで、4 5 万 7, 0 0 0 円増額の 1 億 1, 0 5 5 万 2, 0 0 0 円とするものです。

1 7 ページをご覧ください。5 目敦賀市民間最終処分場対策費は、裁判打合せ、出廷旅費、訴訟事務委託費で、1 7 4 万 4, 0 0 0 円とするものです。

4 款消防費、1 項 1 目消防総務費は、職員 9 6 名分の人件費のほか、消防車両などの維持経費、各種手数料、負担金などで、人件費及び栃木北東地区消防通信指令事務協議会負担金の減で、2, 1 1 6 万 6, 0 0 0 円減額の 7 億 8, 6 1 1 万 9, 0 0 0 円とするものです。

2 0 ページをご覧ください。2 目消防施設整備費は、災害用テントなどの備品購入費で、1 6 1 万 4, 0 0 0 円増額の 3 8 1 万 3, 0 0 0 円とするものです。

5 款公債費、1 項 1 目元金は、償還終了が 1 件、新規償還が 3 件となり、4, 7 8 5 万 8, 0 0 0 円減額の 7, 9 1 2 万円とするものです。2 目利子は、7 0 万 5, 0 0 0 円減額の 5 0 万円とするものです。3 目は公債諸費として 1, 0 0 0 円を計上するものです。

6 款予備費は、前年度同額の 5 0 0 万円とするものです。

以上が、一般会計の歳入・歳出の概要となります。

2 1 ページから 2 7 ページは給与費明細書、2 8 ページは債務負担行為に関する調書、2 9 ページは地方債の現在高に関する調書、3 0 ページは負担金明細書となります。また、別

冊の当初予算の概要は参考資料となります。ご高覧をお願いします。

以上で議案第5号、令和3年度一般会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第6号、令和3年度負担金の額及び負担の方法について説明いたします。横長の表をご覧ください。

負担金の額につきましては、当初予算に対応するものであります。那須烏山市の負担金は、地方交付税分を含め14億2,809万3,000円となり、前年度比1,168万3,000円の減額となりました。那珂川町の負担金は7億468万9,000円となり、前年度比625万3,000円の減額となりました。負担金の合計は21億3,278万2,000円となり、前年度比1,793万6,000円の減額となりました。

以上で、議案第5号、令和3年度一般会計予算、並びに議案第6号、令和3年度負担金の額及び負担の方法について、説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（澤村雅彦） 続きまして、令和3年度病院事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則、第2条は業務の予定量を定めるもので、病床数は前年と同じ150床に、患者数は、入院が年間4万8,180人、外来が年間7万4,942人、1日平均患者数は、入院が132人、外来が310人を予定しております。

また、主要な建設改良事業は、有形固定資産購入事業といたしまして9,285万円、施設整備事業といたしまして2億890万円と定めるものであります。

事業の内容につきましては、この後の4条予算のところでご説明を申し上げたいと思います。

次に、第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、病院事業収益、病院事業費用、それぞれ29億4,400万円を予定いたしました。前年度と比較いたしますと2,000万円、0.7%の増となっております。

それでは、予算明細につきましてご説明を申し上げたいと思いますので、26ページをお開きいただければと思います。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益は14億8,029万4,000円で、1日当たりの患者数は、内科等で84人、眼科4人、療養病床44人、1日平均132人で収益を計上したところがございます。前年度比3,518万6,000円の減は、1日当たりの患者数を、前年度比で内科等2人、療養病床1人の減等としたことによるものであります。

なお、病床利用率は、一般病床及び療養病床共 88%で見込んでおります。

2 目外来収益は 8 億 3,676 万 4,000 円で、1 日当たりの患者数は、内科等 298 人、人工透析 18 人、1 日平均 310 人で収益を計上いたしました。前年度比 440 万 4,000 円の減は、診療日数の 1 日減と、1 日当たりの内科等の患者数を、前年度比で 22 人の減等としたことによるものであります。

3 目その他医業収益は 1 億 1,944 万 9,000 円で、室料差額、人間ドック、及び診断書等作成料、並びに新型コロナウイルス PCR 検査収益を計上いたしました。前年度比 4,723 万 9,000 円の増は、PCR 検査収益を計上したことによるものでありまして、構成市町等からの依頼により PCR 検査収益を公衆衛生活動収益に、南那須管内医療機関からの依頼により PCR 検査収益をその他医業収益に分けて計上したところでございます。なお、1 人 1 回当たりの検査料金でございますが、消費税込み 1 万 6,500 円としたところであります。

4 目他会計負担金は 1 億 6,111 万 9,000 円で、国の繰り出し基準に基づく一般会計からの繰入金でありまして、救急医療の確保に要する経費分になります。また、増の要因は、医療技術員の確保経費等の増によるものであります。

2 項医業外収益、1 目受取利息配当金は、預金利息であります。

2 目他会計負担金、3 目他会計補助金は、一般会計からの繰入金でありまして、他会計負担金の増は、リハビリテーション医療に要する人件費等の増によるものであります。また、他会計補助金の増は、基礎年金拠出金公的負担金の負担率の増による増等であります。

4 目補助金は、へき地巡回診療事業補助金等であります。

5 目患者外給食収益は、職員等への食券売払い収入、6 目長期前受金戻入は、平成 26 年度の地方公営企業会計制度の改正により、みなし償却が廃止されたことに伴い、補助金に係る減価償却費分を収益化したもので、現金の伴わない収入になります。

7 目その他医業外収益は、自動販売機・売店等の設置手数料収入のほか、那須烏山市病児保育事業の受託料収入等によるものであります。

3 項特別利益、1 目過年度損益修正益は、科目存置であります。

次に、支出につきましてご説明申し上げたいと思いますので、29 ページをお開きいただければと思います。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費は 17 億 5,603 万 1,000 円で、前年度比 1,608 万 1,000 円の減となっております。職員 176 人、非常勤医師及び看護師等会計年度任用職員の人件費であります。

2 目材料費は、診療に必要な薬品、診療材料費など 3 億 9,034 万 2,000 円を計上い

たしました。前年度比807万4,000円の増は、新型コロナウイルスPCR検査の実施に伴う試験薬品費の増によるものであります。

3目経費は、病院機能の維持に必要な消耗品、光熱水費、修繕費、委託料の費用で、5億3,076万9,000円を計上いたしました。前年度比1,898万5,000円の増は、新型コロナウイルス対策用医療用消耗品費、及び手術室照明のLED化改修工事等の附属設備修繕費の増によるものであります。

33ページをお開きいただければと思います。令和2年度におきまして、那須南病院大規模改修基礎調査等報告書を基に、病院のリニューアル整備につきまして、大規模改修とするのか、現地建て替えとするのか、移転建て替えとするのかにつきまして、令和3年2月までに決定したいと考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、協議を進めることができませんでしたので、令和3年度におきまして協議をさせていただきたく、コンサル業者のアドバイス料といたしまして、昨年度と同額の117万5,000円を計上させていただいたところでございます。

4目減価償却費は、器械備品減価償却費等の増により、前年度比1,702万7,000円増の1億6,859万9,000円を計上いたしました。

34ページをお開きいただければと思います。5目資産減耗費は、固定資産除却費の増により34万3,000円減の699万7,000円を計上いたしました。

6目研究研修費は916万2,000円で、医師・看護師等の学会・研修等への参加費及び旅費等であります。

医療研究費に、特定行為看護師養成のための助成金といたしまして30万円を計上いたしました。特定行為看護師とは、医療行為のうち、国が定めました気管チューブの位置の調整や人工呼吸器からの離脱、インスリン投与量の調整など38の特定行為を、医師の指示または手順書により行うことができる看護師になります。本養成事業は、医師の負担軽減及び看護師のキャリアアップ、モチベーションアップにつながるものと存じております。

7目長期前払消費税償却720万円、8目雑支出100万円をそれぞれ計上いたしました。

2項医業外費用は、企業債償還利息、雑損失等で7,040万円を計上いたしました。

なお、看護師確保経費は、看護師修学資金返還免除者がおりませんので、科目存置として1,000円を計上いたしました。

3項特別損失は、過年度損益修正損といたしまして、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

4項予備費は、前年度と同額の50万円を計上したところでございます。



以上が、収益的収入及び支出の明細説明となります。

申し訳ございませんが、予算書の2ページにお戻りをいただければと思います。

第4条は資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、資本的収入を4億1,364万2,000円、資本的支出を5億1,701万8,000円とし、収支不足額1億337万6,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填をするものであります。

明細につきましてご説明を申し上げたいと思いますので、また申し訳ありませんが36ページをお開きいただければと思います。

1款1項企業債2億7,750万円は、医療機器整備事業及び空調設備改修工事費の財源に充てるため、第2項他会計負担金1億3,614万1,000円は一般会計からの繰入金、3項長期貸付金返還金1,000円は科目存置であります。

次に支出ですが、37ページをお開き願います。

1款1項1目有形固定資産購入費は9,285万で、前年度比5,969万円の減は医療機器購入費の減によるものであります。2目の施設整備事業費は、地下のエネルギーセンターの空調設備の老朽化に伴い、蒸気ボイラー、冷温水発生機等の改修工事費用として2億890万円の予算を計上いたしました。

2項企業債償還金は2億1,022万8,000円で、前年度比2,460万8,000円の増は、令和2年度借入分の償還元金の増によるものであります。

3項投資は504万円で、看護師確保のための修学資金制度による6人に対する貸付金になります。

以上が、資本的収入及び支出の明細説明となります。

申し訳ありませんが、予算書の2ページにお戻りをいただければと思います。

第5条は、企業債の限度額を医療機器整備事業6,860万円に、附帯施設整備事業を2億890万円に、第6条は一時借入金の限度額を2億円に、第7条は経費の流用ができる場合を、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費を、第9条は一般会計からの補助金の額を1億7,692万6,000円に、第10条は棚卸資産の購入限度額を4億1,426万6,000円に、それぞれ定めるものであります。

第11条は重要な資産の取得で、700万円以上の有形固定資産を定めるものになります。本年度は、放射線情報システムなど3つの医療機器の更新・増強を予定しております。

内容でございますが、放射線情報システムは、放射線の各種検査機器、CT、MRI等から画像データを受信、データベースに保存し、端末に表示するシステムになります。外科用X線テレビシステムは、手術室におきまして、X線透視及びX線撮影に使用するシステムになります。高周波手術装置は、内視鏡検査室におきまして、胆道、膵管の造影検査や、大腸

ポリープ切除時に使用する装置になります。

事業費は合計で4,781万5,000円になります。なお予算措置は、予算第4条、資本的支出の第1項、建設改良費に計上しております。

4ページ以降は予算に関する説明資料でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、令和3年度病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示しください。質疑はございませんか。

1番、久保居議員。

○1番（久保居光一郎） ただ今上程されております令和3年度南那須広域行政事務組合一般会計予算書について、その中から二、三点、質問させていただきます。

まず14ページでございます。3款1目14節の工事請負費、し尿処理施設定期改修工事3,281万3,000円。それから同じく15ページの一番下の14節工事請負費9,732万3,000円、ごみ処理施設定期改修工事。この定期改修工事というものは毎年やるものなのか、それとも何年かに一遍行うものなのか、それについて伺いをいたします。

それから、先ほどご説明があったのですが、3款3目のごみ処理費の1節報酬1,154万円、会計年度任用職員。これはたしか7名の方というふうに、私は説明を聞いたかと思うのですが、これは臨時で来ていただいているのか、毎月来ていただいているのか、その辺の内容について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） ただ今の久保居議員のご質問にお答えしたいと思います。ご質問にございましたし尿処理費の定期改修工事、並びにごみ処理施設の定期改修工事についてでございますが、こちらにつきましては毎年実施しているものでございます。

実施内容といたしましては、し尿の定期改修工事と言いますと、点検・修理につきましては、運転管理業者が入っておりますので、そちらの運転管理の状況など、そういったものも

意見等を参考にしながら、計画的に、いろいろな設備のものがございまして、それをなるべく平準化するような形で修繕を行っていくというようなものでございます。

また、ごみ処理施設の定期修繕等につきましても、こちらもやはり同じように、現在、直接職員が施設のほうは管理しているものではございますが、そちらの運転の設備の傷み具合といったものも考慮しながら、施設の延命化に向けて、定期改修工事を実施しているところでございます。

先ほど、ごみ処理費の会計年度任用職員についてご質問いただいた件でございますが、令和3年度につきましては、会計年度任用職員については、現在5名のところ、予算上7名を見込んでございます。

こちらのプラス2名につきましては障がい者を優先で募集したいということで、募集を行ってきたところでございます。内容といたしましては、計量受付業務などでの採用ができればということで、私どもでは考えているところでございます。また、ごみ処理作業につきましても、受入れ時の分別作業等、今、分別のほうも厳しくなっておりますので、そういったことでの従事者として働いていただけるのであればということで考えております。

現在は募集のほうも締め切りまして、今月末には選考試験を行う予定でございます。

私のほうからは以上とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 1番、久保居議員。

○1番（久保居光一郎） ただ今答弁をいただきました。再度お聞きしたいと思うのですが、このし尿処理施設の定期改修、それからごみ処理施設の定期改修を合わせると1億2,000万円ぐらいになるんですね。これは毎年行っているんですね。

それで、それは分かるんですけども、このごみ処理の定期改修などの場合には、破碎機整備工事、ごみクレーン点検整備工事というふうにあるのですが、し尿処理のほうの内容と、ごみ処理の、ダクトなどもかなりあると思うんです。ダクトというか、燃やすところの。そういうところの点検なども入っているのかどうか。それから、煙突などのばいじんなどの掃除とか、そういうものも入っているのかどうか、それだけお聞きしたいです。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） ごみ処理施設の定期改修工事につきましては、委託料のところ、焼却炉内の清掃及び機器機能点検整備委託をいたしまして、

そちらのほうで専門の清掃業者、また機器機能点検業者といった専門の業者が入りまして、専門的な立場から現在の施設の設備の傷み具合といったものを調査していただいたうえで、その内容を精査し、またこちらとしては必要に応じて、当然、必要があれば実施している内容でございます。

先ほど言われましたダクトの部分であったり、煙突の部分といったところにつきまして、計画的に、物によっては運転時間と申しますか、何年で交換とかいったものもございませぬので、そういったものも考慮しながら実施しているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 1番、久保居議員。

○1番（久保居光一郎） ありがとうございます。このし尿処理の工事期間、定期改修の工事期間、それからごみ処理施設の定期改修期間、これは大体何日ぐらいかかるんですか。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） し尿処理定期改修工事及びごみ処理施設の定期改修工事につきましては、例年ということでお話しさせていただきますが、例年ですと6月ぐらいに発注いたしまして、3月中旬ぐらいの工期で……。

○1番（久保居光一郎） 6月から3月？

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） 6月から3月という期間の中で実施しているものでございます。

以上です。

○1番（久保居光一郎） ごみ処理も？

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） ごみ処理施設につきましても同様に、6月頃から、例年ですと3月ぐらいの期間で実施しているものでございます。

○1番（久保居光一郎） 10か月ぐらいかかるんですか。はい、結構です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

2番、中山議員。

○2番（中山五男） 1番から始まったものですから、続いて2番の中山が申し上げます。ちょっと私は質問項目が多いものですから、12時までには多分、終わらないんじゃないかと思うのですが。

項目は既に事務方のほうに提出してあるわけですが、まず1点申し上げます。令和3年度の一般会計当初予算の概要というのを記載したものがありますが、この中の1ページ、一番頭のところに、最後のところに、「知恵と工夫により、効率的、効果的な事業推進を目指して、予算編成に努めた」とあるわけですが、それが今年予算のどこに具体的に表れているのか、これが1点です。

2点目です。これは一般会計の予算なのですが、今、久保居議員もおっしゃったのですが、12ページの中の工事請負費、これは斎場費の中に718万1,000円。続いてし尿処理費のほうにも3,281万3,000円。ごみ処理費のほうにも9,732万3,000円と、3つの工事が大きく計上されております。合わせますと1億3,721万7,000円なのですが、この設計委託料というのは、委託料という12という項目があるのですが、なぜここに設計委託料を計上しないのか。

これは私、決算のときにも申し上げたら、何か需用費か何か別のところに組んであるんだというのは、これはきちっと、設計委託料は別に項目を起こすことができるのですから、ここで計上すべきだと思います。

それで、これはどこに入っているか分かりませんが、それぞれに、ならば設計委託料は幾らなのか。次に、設計の内容の確認を、それぞれの担当課でできるかどうか。細かいところを。そういった技術があるのかどうか。

それと、指名選考の方法をどうしているのか。これですよ。どうも、設計委託の指名業者も共通した者が受けているとなると、これは問題がありますので、この辺のところはどうなっているのかを、特にお伺いしたいと思います。

それと、竣工検査体制というのは、これは誰が責任を持ってこの検査をしているのかについて。

次に、16ページに、ばいじんの運搬のダンプを689万8,000円で今度購入するそうなんです。今まであったのを新しく買い換えるそうなのですが、これは実際、どんな使い方をしているのか。このばいじんだけを。この内容についてお伺いしたいと思います。

次に16ページになります。ここには委託料として載っていますよね。16ページの委託

料、一番下側の右端です。1,056万円を計上してあります。

これは去年も計上してありまして、2年合わせますと2,117万5,000円になると思います。これは一般廃棄物の基本計画及びPFI方式の導入可能性調査業務委託料に関する費用なのですが、これはいつ完了して、具体的にどのように、この調査したものを活用するのかをお伺いしたいと思います。

次に19ページですが、これの右下のほう、負担金、補助・交付金の中で、栃木北東地区消防通信指令事務協議会負担金3,752万4,000円の件なのですが、これ、去年は施設整備のために5,162万9,000円を投入しているわけなのですが、そうしますと、去年で全てこの施設が終わって、今年は人件費を含めた運営費の3,700万ということなのでしょうか。これについてお伺いしたいと思います。

次に22ページですが、給与費です。この表を見てもらいますと、一番頭に今年度職員数120名とありますが、次に報酬として115万4,000円がありますね。これ、職員に対する報酬って何なのか、給与とはどう違うのか。なぜこの部分が報酬として払うというのが、ここには前年度は819万6,000円とありますが、去年の予算書にこれは載っていません。今年初めて載っているような気がするのですが、この辺のところをお伺いしたいと思います。

次に、病院会計について何点かお伺いをしたいと思います。

まず1ページです。これは入院患者の対前年は1,095人、外来で5,626人減になっているわけなのですが、目を配ると医療収益が対前年848万5,000円増収になっているわけなのですが、この辺、ちょっとつじつまが合わないような気がするのですが、どういう計算でこうなったのかをお伺いしたいと思います。

次に21ページですが、これは令和2年度の予定損益計算書と載っているわけですが。そうしますと、この表から見て、結局令和2年度の決算では、病院の会計では損失額は1億6,583万1,000円となる見込みと解してよろしいのか、お伺いをしたいと思います。

次に27ページです。ここに、説明欄の中に、予算明細収入の中の他会計補助金のうち、医師確保に要する経費9,892万8,000円ということなのですが、この算出基礎といえますか、これはどのようなものなのかをお伺いをしたいと思います。

次に31ページです。科目の保険料428万8,000円が載っているわけですが、その中に、説明欄の3つ目に、病院賠償責任保険料が214万ほど載っているのですが、これは医療ミスなどがもし発生した場合の、病院としての賠償保険に入っているのでしょうか。入っているとすれば、これは最高でどのぐらいの額を賠償することがこの保険でできるのか、お伺いをしたいと思います。

次に34ページです。一番下の右側の説明欄に、看護師確保経費。これは去年もおととも504万円ずつ計上しました。今年は1,000円になっていますが、先ほどもこれは課長さんが説明してくれたのですが、もうちょっと詳しく、今年1,000円にした理由についてお伺いをしたいと思います。

次に37ページです。ここに、病院の施設整備費2億890万円が計上されておりますが、この工事と整備内容について、簡単で結構ですからお伺いをしたいと思います。

さらに、この予算にはどこに載っているかちょっと分からないのですが、PCR検査とコロナ感染者、双方の受入れ体制、検査と患者の受入れ体制は、病院でどのように考えているのか、これについてお伺いをしたいと思います。

最後にもう1点です。職員の管理体制について、これは組合長または副組合長にお伺いをしたいと思っています。

本組合に、職員が総数、もう300名程度勤務しております。そこで、正副組合長さんが常駐されておられませんので、職員の管理体制をいかにされているかであります。

具体的に言いますと、広域行政事務組合で、今はこの事務所のほか、病院、衛生センター、消防署は2か所で、斎場を加えれば5か所に分散して事務を執っているわけですが、それぞれの事務事業の執行については、所属長と管理責任者が配置されていますから、特に心配はないかとも思います。

しかし、正副組合長は全てを統括する責任者でありますから、所長などを一切任せることなく、自ら各事務所を巡回し、管理監督者、時には職業を激励する責務もあるのではないかと考えているわけです。

この辺のところをどのように実施されているのか、その考え等についても併せてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦）　ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

【休憩】（午前11時53分）

【再開】（午後1時00分）

○議長（沼田邦彦）　再開いたします。管理課長。

○管理課長（深澤昌美）　それでは、質問がありました当初予算の概要について、冒頭に

書いてあります「知恵と工夫により、効率的、効果的な事業推進を目指して予算編成に努め」ているのはどこに表れているのかという質問でございます。

当初予算の編成につきましては、昨年10月から、編成方針の決定から始まり、各所属での予算の見積り・訂正、その後、局長・課長査定、そして組合長の裁定まで、何度もヒアリングをしながら、適正なる予算編成に努めてまいりました。これらのことを概要版の冒頭に総括して表現しているということでご理解をいただきたいと思いますが、特に本年度の予算の特徴を申し上げますと、概要版の2ページの中ほどに折れ線グラフがあると思うのですが、それを見ますと、過去5年間はほとんど大きな事業がなく、経常経費で予算額もほぼ23億程度で推移していると思います。これは、市町の要望であります、負担金が極端に増減しないように平準化してほしいというご要望がありまして、それを受けて予算の編成をしているところでございますが、組合としても自主財源の乏しい中、そういう構成市町からの要望を踏まえ、更新施設の延命化や車両更新の延長などをしながら、経費節減に努めるなど、創意工夫して予算編成したところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（岡誠） では私のほうから、総務課に係る答弁をさせていただきたいと思っております。

まず12ページの工事請負費でございますが、まず広域全体的としての共通事項についてご説明申し上げます。指名業者選考方法についてですが、130万円以上の工事につきましては業者選考委員会に諮り、アフターフォローを考え、県内に営業所等があることや、過去の実績等を条件につけ、原則、条件付一般競争入札で行っております。

また、業者独自のノウハウが必要な工事は随意契約で行い、簡易な工事等、地元業者の育成が図れるものは指名競争入札を実施しております。

次に竣工検査体制につきましては、建設工事検査規程及び内規により検査官を定めておりまして、130万円以下の工事につきましては各所属長が、130万を超え2,000万円以下では事務局総務課案件は管理課長が、消防案件は消防総務課長が、病院案件は病院総務課長が、その他の所属につきましては事務局総務課長が検査をしており、2,000万円を超える工事は、原則、事務局総務課長が行い、事務局総務課案件につきましては管理課長が実施しております。

次に、12ページの斎場に係る工事についてですが、まず火葬炉についてであります、12節で委託料に計上してあります火葬炉設備保守点検業務において、次年度の工事を必



要とする場所をピックアップしていただき、精査したうえで見積を徴し、その見積と過去の工事を参考に設計をし、火葬炉という独自の技術を要しますので、設置業者への随意契約を検討しております。

また、それ以外の電話設備機器更新及びトイレ設備更新につきましては、共に設備が15年を経過し、不具合が頻繁に発生しておりますので、まず見積を徴しまして、それに基づき設計をいたし、条件付一般競争入札で発注をしているところでございます。

先ほどお話の中でありました設計委託料は、今年度、計上されていないという件なのですが、来年度につきましては、内容としましては火葬ブロックの交換と、チェーンブロックの交換等を、過去にやったものと付随するような形の内容なものですから、ある程度過去の実績を見て、うちのほうでチェックできるものですから、来年度につきましては計上しておりません。

続きまして22ページの給与費について、お答えさせていただきます。一般職、総括という、上のほうに表がございます。来年度の表を、ここで見直しを図っておりまして、去年と若干変わっておりまして、一番上の総括部分が、その下にありますアの会計年度任用職員以外と、23ページにあります会計年度任用職員、これを合算したものが一番上の2つの表になっております。

その中で、議員ご指摘の報酬に係るものですが、こちらは会計年度職員の給料を記載してあるところで、会計年度職員は報酬で給与を組むことになっているものですから、こちらの金額が上に計上されてまいりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） 続きまして、保健衛生センターに係る3点についてご説明したいと思います。

まず、工事請負費の点についてでございます。保健衛生センターに係る工事についてであります。まずし尿処理施設についてでございますが、12節の委託料に計上してありますし尿処理施設運転維持管理業務におきまして、次年度の工事を必要とする場所を選定していただき、こちらで内容を精査したうえで見積を徴しまして、その見積と過去の工事を参考に設計をしております。

そのうえで、公益社団法人全国都市清掃会議に設計書等の審査の支援、またはその工事の施工管理委託をしまして、し尿処理施設定期改修工事を実施してございます。

本年度につきましても、上限付一般競争入札での発注を検討しているところでございます。

なお、工事箇所につきましては、計画的に実施箇所を選定しており、それに加えて、緊急性の高い、不具合が出ている箇所などがございました場合には、発注する設計書の内容を見直しまして、工事を実施してございます。

工事期間につきましては、運転状況等を見て、施工する時期については、工期は6月から3月と長い期間を取るような形にはなっておりますが、実施時期につきましては、請負業者と打合せ等をしまして、し尿の受入業務に影響がないタイミングで実施を行ってございます。

続きまして、ごみ処理施設についてでございますが、こちらにつきましても、12節の委託費に計上してございます焼却炉内清掃及び機能点検整備業務におきまして、次年度の工事を必要とする箇所を選定していただきまして、こちらで内容を精査したうえで見積を徴しまして、その見積と過去の工事を参考に設定したうえで発注してございます。

発注に当たりましては、公益社団法人全国都市清掃会議に設計書等の審査の支援や工事の施工管理を得まして、ごみ処理施設定期改修工事等を実施してございます。

本年度につきましても、条件付一般競争入札での発注を検討しているところでございます。

なお、工事箇所につきましては、緊急性の高いものにつきましては今年度を実施するなど、設計内容の入替え等も行いながら、柔軟に対応しているところでございます。

工事期間につきましては、6月から3月というような長い時間での工期を見てございますが、ごみ処理施設の性質上、ごみの少ない時期などに実施し、土曜日・日曜日、また、2つの炉がございまして、2炉のうち片方ずつ実施するなど、ごみ処理業務に影響のないよう実施しているところでございます。

そのほか、破砕機整備工事、またクレーン点検整備工事などにつきましても、これらと同様、運転・維持管理業務、また点検業務等から指摘、また選定等を受けた箇所をこちらで精査したうえで、工事を実施してございます。

続きまして、16ページのばいじん運搬ダンプについてでございます。

使用状況ということで質問いただきましたが、今回、更新を予定しておりますダンプは、平成3年車でございます、平成14年に中古車を購入したものでございます。現在、荷台に腐食による穴開きや、雨漏りもする状態ですので、更新を図るものでございます。

使用状況であります、施設の稼働日は毎日使用しておりまして、ばいじん等の搬出には1日2回から3回、灰のバンカーからダンプに空ける作業は2時間に1回は空けておりま

す。

続きまして、委託料1,056万円、2か年で2,117万5,000円の一般廃棄物処理施設整備基本計画よりPFI方式導入可能性調査業務委託料の件で、完了時期と活用方法ということでご質問いただきましたが、契約完了の時期といたしましては、令和5年3月18日までとしております。来年の2月には議会のほうへ報告書をお示ししたいと考えております。また、今年中には中間報告というような形でも、議会のほうへお示ししたいと考えております。

活用方法についてでございますが、次期のごみ処理施設の施設規模や整備方針などを取りまとめ、具体的な整備内容を定めまして、民間活用によるPFI方式、DBO方式について市場調査を行いまして、事業に最も適した方式を選定することに活用するものでございます。

保健衛生センターのほうからは以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 消防総務課長。

○消防長兼総務課長（車和則） 消防費負担金について、その名称についてでございますが、以前、ご指摘もありまして、このたび協議会の名称に改めさせていただきました。「栃木北東地区消防通信指令事務協議会」が正式名称になります。

また負担金につきましては、指令設備・無線設備等共同整備公債費が1,967万5,000円。消防通信指令センター運営経費が1,784万9,000円となっております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（澤村雅彦） 続きまして、病院会計の予算につきましてお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目の、入院患者総計、外来患者が減ったことによって減収になるわけですが、医療収益が増えたことになる理由でございますが、令和3年度におきまして、新型コロナウイルスPCR検査の収益を予算計上したことによるものであります。

構成市町からの依頼分といたしまして公衆衛生活動収益に1,980万、管内医療機関からの依頼分といたしましてその他医業収益に2,772万、合計いたしまして4,752万円を計上したことによるものであります。

続きまして、2点目の令和2年度の損失額1億6,583万1,000円の見込みについてでございますが、中山議員が言われますように赤字分でありまして、これは新型コロナウイルスの影響によります診療収入の減収が主な理由でございます。

続きまして3点目でございますが、予算明細収入、他会計補助金のうち、医師確保に要する経費9,892万8,000円についてでございますが、これは国の繰出基準に基づきます項目の1つでありまして、医療提供体制を確保するため、非常勤医師の賃金及び交通費、並びに派遣医師の住宅賃借料を基礎額としているところでございます。非常勤医師の人数ですが、23人になります。

続きまして4点目ですが、病院賠償責任保険214万円の内容でございますが、病院賠償責任につきましても、医療事故や病院施設の欠陥等により病院の開設者が負担することになります法律上の賠償責任を保障する保険になります。

医療行為に基づくものにつきましては、対人1事故につき2,000万円、1年間6,000万円が限度額となっております。

続きまして、施設の使用管理上の事故及び給食等に関する事故につきましては、対人1名につき2,000万円、1年間で4億円と、対物1事故につき4,000万円ということになっております。

続きまして5点目、看護師確保経費、前々年度までは504万円ほどあったわけですが、3年度に1,000円の予算計上したことの理由でございますが、那須南病院から看護師修学資金の助けを受けた者が、貸付を受けた期間、当病院に勤務した場合に返還免除になります。前年度、前々年度におきましては返還免除予定者が2名いましたが、令和3年度におきましては該当者がおりませんので、科目存置の1,000円とさせていただいたところでございます。

続きまして6点目、施設整備事業費2億890万円の工期と整備内容についてでございますが、まず整備内容でございますが、これにつきましては昨年の8月11日の全員協議会のほうでもご説明をさせていただきましたが、地下のエネルギーセンターの蒸気ボイラー2基、冷温水発生機2基、冷却塔2基、及び自動制御設備1式を改修するものでございます。

工期につきましては、令和3年5月中旬から11月中旬までの6か月間を予定しております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 那須南病院におけるコロナ対策についてご報告いたします。

まずPCR検査についてでございますが、これはそもそも帰国者・接触者外来というものをずっとやっておりまして、コロナが発生した昨年度の2月、3月から、保健所の依頼を受けて検査をしております。大体、月に20件前後の検査をして、それはいわゆる検査については外注ということで、保健所なり外注会社に委託してやっていたのですが、コロナ感染の拡大に伴いまして、やはり検査体制をもう少し強化したほうがいいだろうということで、自前でPCR検査機器をそろえまして、昨年12月からPCR検査を自前で行えるように稼働いたしました。この12月、1月、2月の3か月間に、実際に実施した件数が五百数十件になっております。

目的の1つとしましては、1つは病院内にコロナ感染患者を入れないということで、ドライブスルー方式によって行うということと、この地域においてコロナ感染の方を早期に発見して対応しようという目的で、地元の南那須医師会の先生方と相談しまして、医師会のご依頼で検査を受託するというようなことをやってまいりました。

その中で、コロナ陽性患者さんがこの3か月間で30名発見されております。その中で、我々の病院の中では9名が入院で対応しております。9名の内訳としましては、那須烏山の方が5名、那珂川町の方が4名というふうになっています。残りの方々は、保健所と相談しまして、宿泊療養ないし他の病院への入院ということになっています。

入院に関しましてですが、我々の病院はちょっと建物の構造が古いものですから、なかなか専用にコロナの病棟というのを整備できないところがありまして、一般病棟のこっち側の部分を、ゾーニングと言いまして区切って、コロナのエリアとして対応しております。個室5部屋を使って、そのうちの3部屋を患者さんに、残りの2部屋は、1つは患者さんの汚物であるとか、もう1つは新しいリネンを、もう1つは看護師の休憩室ということで、計5部屋の個室を使いまして、2人の患者さんに対応しております。

なぜ看護師の休憩室が必要かといいますと、コロナの患者さん専用に1人の看護師を割り当てて、その看護師はそのエリアに入ったら1日中出てこない。専任の看護師を指定して、その中でローテーションを組んでやっています。

この2名というのが、取りあえず今の現状で我々ができる数でございます。この2名で、ほかの一般の患者さんを減らすことなく、今の体制でぎりぎりできる人数ということになります。

さらにコロナの患者さんが増えたときには、次のプランとしては、個室に続く大部屋なり区切って対応するとなると、プラス9床のベッド数を割いて、五、六名のコロナの患者さんに対応するというようなことも、場合によってはしなければいけないということを想定し

ておりました。

そのために、看護師も合計10名を割かなければいけなくなりますので、トータルですが、そうすると一般病床も減らさなければいけない。この地域において、一般病床は我々の病院だけですので、なるべく一般診療に影響を与えないように、コロナの患者さんに対応するというところのバランスを考えなければいけないということで、非常にそこら辺は悩ましく思っていたところですが、最近になって少し、ようやくコロナが下火になってきていますので、何とか今の体制でこの状況を乗り切れればいかなと考えています。

現状ではそんなところですよ。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 管理体制についてのご質問がありましたので、お答えさせていただきます。組合にとって、一般会計職員、そして病院事業会計職員、合わせて291人の職員が勤務しています。事務局、保健衛生センター、消防、那須南病院と多種多様で、専門的な業務を執り行っております。ですから、各所属長や担当職員からの報告や連携を適宜行いながら、管理体制を整わせるように図っております。

また、正副組合長会議などによっても意見交換などをして情報の収集を図り、共有を図っているところでありますが、今年は病院にもちょっとコロナの関係がありまして、なるべく伺うことを減らさせていただいております。会議等があるときには必ず顔を出させていただいたり、今はPCR検査と、またワクチンの接種に関してご相談に伺わせてもらったりはしております。

広域のほうもいろいろな会議等がありますので、それに寄せていただいたりもしています。衛生センターのほうも顔を出しておりますが、全員の職員と顔を合わせてお話を聞くということは、確かなかなかできないことは支障があるのかなとは思っておりますが、斎場には足を運ばせていただいております。

まだまだきっと管理としては足りないかもしれませんが、その辺は努力して、今後とも取り計らっていきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 副組合長。

○副組合長（福島泰夫） ただ今、組合長のほうから答弁させていただいたとおりでございます。私も、体一つで、また町の町長をさせていただいております。その中で広域行政事

務組合、この中で副組合長という立場で、皆様と一緒にこの地域の発展のためにさせていただいております。

うちの町、那珂川町は職員が203名です。この広域は300名近い。広域行政の職員の数ははるかに多いという状況でございます。その中で、職員のお一人お一人と、なかなかお話しする機会というものはございません。

ただ、私は那珂川町の議会ของときも申し上げていますが、課長の答弁は町長の答弁と思って聞いてくださいと。常にそのように申し上げております。そして、病院、衛生センター、消防、それから斎場、それぞれ責任者がおりまして、その方々に任せているのが現状であります。私ども正副組合長の会議もございませぬ。それと、その前段として幹事会という組織もございませぬ。町と市の幹部職員が集まって、この広域の事務局のこと、これからの方針等、しっかりと調整をさせていただいております。

そのうえで、私どものほうにも決裁という形で職員の方々が来てくださいます。その折に、各それぞれの所属、内容等をお伺いして、問題はないかということをお伺いしています。また、災害があれば、できる限り速やかに、早くその現場に行って激励をしたりということはさせていただいております。議員の皆さんと共に、この広域行政、この南那須地区の発展のために、これからも尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 中山議員。

○2番（中山五男） 大分、私は質問項目が多かったものですから、ありがとうございます。最後にご答弁いただきました組合長さん、副組合長さん、職員の管理体制についてですが、本当にありがとうございました。

ご承知のとおり、私は元南那須の職員として、当時の町長は時々各課を巡回するんですよ。そうしますと、私らが仕事をしていると、後ろから声をかけたりして、びっくりするわけなのですが、そこで町長と我々職員の中で意思疎通も図れたこともありますし、また、職員としての緊張感もあったわけなんです。そんな状況ですから、今日は町長が出張だなんていうことになりますと何となく気楽になっていた、そんな感じだったんですよ。

以上申したとおり、正副組合長さんはそれぞれの町市の職員の管理体制も担っているわけですが、組合長であり副組合長さんでありますから、時々時間を割いて各事務所を巡回しまして、職員に対して緊張感を与えること、それと、今はコロナの問題であり病院に行くことは避けているといいますが、それはそれとして、やはりちょうど緊張して、病院にも職員、看護師の皆さんが仕事していますので、ご苦労さんといったような、そういった組長さ

ん、副組合長さんが激励をするのも、これも私は責務ではないかなと感じたものですから、今回の質問に1点入れたわけです。ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、各課長さんからいただいた質問なのですが、1点目の知恵と工夫により効率的、効果的な予算編成ができたかどうかということなのですが、私も去年の予算書、決算書、また今年の予算書から見て、具体的にそのようなところが見当たらなかったものですから、これは質問に入れたわけでありまして。さらにこれは努力してください。

2点目の工事請負費の件ですが、これはやっぱり設計委託料をきちっと計上して、業者に設計見積りをやらせるべきだと思います。ただ、この関係業者の見積を基に設計金額を出して、それで入札にかけているということは、私は極めて不自然ではないかと感じています。この辺は改善すべきではないかと思っています。

次に3点目のばいじんの運搬ダンプですが、これは毎日使用しているということですが、どこからどこまで、どのぐらいの量を運搬しているのでしょうか。ちょっとこの点だけ、これは再質問をしたいと思います。

それと一般廃棄物関係の調査委託料ですが、これは来年の3月に完成するというわけですが、令和2年度で既に1,000万から支払っているわけですが、現時点で、そのうちの委託した業務調査のうち、どの部分かは受領しているのでしょうか。来年の3月にならないと、2年分を合わせた委託料に関する報告書というのは仕上がってこないのかどうか、これについてお伺いします。

それと、消防費の分担金ですが、消防長さん、去年は施設整備費で5,100万払いました。ちょっと聞きたいのは、去年で施設整備は全部終わっちゃって、今年からはその管理運営費としての負担金3,700万円と解してよろしいのか。簡単にこれだけお願いしたいと思います。

それと、給与費の中の職員の給料を報酬で支払うというのはどうなのかな、いかがなものかなと思うのですが、なぜこれを給与のほうから支払えないのか。報酬といたら、我々議会議員とか、何らかの役員さんに払う報酬ならば分かるのですが、ちょっとこれは私、分かりかねますので、再度お伺いしたいと思います。

それと、病院の会計ですが、これは入院患者、外来患者は減っても医療費収入を840万ほど計上したのは、PCR検査と増収見込みの部分だといいますから、これは了解をいたしました。それに、令和2年度の決算の見込額で赤字が1億6,500万になるという、これも分かりました。それと他会計からの繰入金、医師確保に対する経費、これも分かりました。それに保険金も分かりました。

それから、看護師の関係ですが、還付金はないということは分かりました。それで、現在、



那須南病院で看護師さんというのは、何とか足りているんですか。それとも、どのぐらい不足しているのか、大ざっぱなところ何人ぐらいということが分かりましたらお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（岡誠） まず第1点目の、設計委託料をきちんと取るべきではないかというお話なんです。平成29年度から令和元年につきまして、炉の改修工事を実施いたしました。その時は、業者からいただきました見積を基に、第三者機関のほうに委託をして精査していただいたところでございます。

今回も、先ほどちょっと答弁申し上げましたが、内容的には台車ブロックの交換と電動チェーンのブロック交換と、簡易のもので、前回同様の内容でございますので、こちらのほうは自前でできるという考えで、今回は計上しておりません。

続きまして給与費のほう、なぜ報酬なんですかというところですが、国のほうで報酬にしないということになっているものですから、制度上こうなっているものから、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） ご質問いただきましたばいじん運搬ダンプについてご説明いたします。どこからどこまでというところでございますが、ごみ処理施設のばいじんが出るところといいますか、建物内のばいじんの排出箇所から、ばいじんのコンテナが置いてあります北側の敷地までの運搬でございます。

また2点目の、支払いについてということでございますが、こちらにつきましては令和3年度分の債務負担行為を既に済ませてございまして、また受託者と支払協定等を締結してございます。

まだ今年度分についてはお支払いのほうはしてございませんが、そのような形で支払うことになる予定でございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 消防総務課長。

○消防長兼総務課長（車和則） 先ほど負担金の名称の件でございますが、以前に、この名称は適当ではないというふうなご指摘をいただきました。以前は「消防通信施設共同整備費」というふうになっていました。それを、栃木北東地区消防通信指令事務協議会が設立されていますので、そちらに納める負担金という内容でございます。

公債費であります。地方債の借入れの元利償還金と借入れのための利子を返済する金額であります。1,967万5,000円はこれからも返済の予定でございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（澤村雅彦） 看護師が何人不足しているかということでございますが、現在、看護師でございますが、自治医大からの派遣の5人を含めまして92名在籍しているところでございます。

このコロナ禍の中で、看護師は必要とするところでございまして、できればあと二、三人ぐらいいれば助かるかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○2番（中山五男） 結構です。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

3番、田島議員。

○3番（田島信二） 17ページで、委託料の訴訟事務委託料109万6,000円、その内訳を詳しく教えてください。

あと1点、20ページの消防機材381万3,000円、どういうものを購入したのか教えてください。

その2点です。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（岡誠） まず裁判に係ります委託料ですが、こちらは弁護士に支払いする委託料になっております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 消防総務課長。

○消防長兼総務課長（車和則） ただ今の消防機材の件でございますが、災害用多目的テント一式、及び消防機材の更新になります。こちらが空気のボンベ、消防用ホース、水難救助用のウェットスーツ等々でございます。

○議長（沼田邦彦） 3番、田島議員。

○3番（田島信二） 訴訟というのはまだまだ続くんですか。いつ頃決着がつくんですか。

○議長（沼田邦彦） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） 現在訴訟中であります敦賀市との裁判でございますが、今年の3月末に判決が出る予定でございます。

以上です。

○3番（田島信二） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

4番、小川議員。

○4番（小川洋一） 病院関係ですが、中山議員が言った看護師の問題です。先ほど答弁のほうで、該当者がないと。人数は今92人ということですが、以前、私が監査をしている頃に、看護師募集で各学校を募集をして歩いたということをよく言っておりました。今年は該当なし。各学校を病院関係者が歩いて募集したのかどうか。ただ誰も応募者がいないからと、やはり一応やるべきことをやって、ないのだったらいいのですが、最初から該当者がいない、

今92人でコロナ対策で病院関係は大変だと。これから、現在92名で大変で、これから看護師さんは補強してあげねば、年々年齢は上がってくる。やはり負担はかかると思うんです。新しい人を補充していかなければ、病院は成り立っていかないとと思いますが、これについて1点。

もう1点は37ページ、空調設備改修工事費2億400万円。これは病院関係で、これから病院改修または新築になる場合とありますよね。新築の場合は、この2億円の改修費はどうなんですか。これについてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（澤村雅彦） まず1点目の、該当がないという件でございますが、看護師の確保経費ということで、これにつきましては貸し付けた期間、病院に勤務した場合に返還免除ができるという制度上の会計処理でございますが、返還免除者がいないということでご理解をお願いできればと思います。

実際、来年度は、看護師の修学資金の貸付者でございますが、継続1名、今のところ新規2名、合計3名いる予定であります。

続きまして2点目の空調設備関係ですが、新しい建物になった場合、この2億円かけた設備関係ですが、サブのシステムとして使えるということで、コンサル業者のほうからはお伺いしておりますので、そのようなことで有効活用をしていければと思っているところで

以上です。

○4番（小川洋一） 分かりました。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。ほかにございませんか。

10番、益子議員。

○10番（益子純恵） 10番、益子純恵です。一般会計のほうから1点、病院会計のほうから2点お伺いいたします。

まず一般会計のほうですが、予算書にはちょっと読み取れなかったのでお伺いしたいと思います。10ページの辺りになるのかなと思うのですが、総務費のところ、今、この議場を見ていただくと、空気清浄機が見当たらないんです。

今、会議する場とか、どこへ行っても空気清浄機があると思うんです。那珂川町の議場にもしっかりと入っていますし、プラスチックの板ということでパーテーションもつけていただいております。

議会の開催自体はそんなに多くないので、そこまではとは思いますが、やはりこれだけ傍聴の方も多く来ていらっしゃいますし、執行部側と私たちの距離も近いということもあるので、来年度予算の辺りで、空気清浄機その他感染症対策を検討されているのかどうかを、まず1点お伺いしたいと思います。

それから病院会計のほうですが、まず29ページです。病院事業費用、医業費用、給与費の中で、先ほどリハビリの職種の増員というようなことが聞こえたものですから、那須南病院でリハビリをして帰ってこられる方、すごくよくなってこられる方が多いので、すごく感謝しているところなのですが、来年度、リハビリの職種の方、おおよそで結構です、何名ぐらい配置されるのか。また、増員する職種、PT、OT、いろいろあると思うのですが、その中でも増員する職種があれば教えていただきたいと思います。それが1点目です。

それから、32ページになります。委託料になりますが、機械設備保守管理委託料1,900万とあります。この業者の選定方法をまずは教えていただきたいと思います。

あと参考までに、業者名とかそういうものをここで聞くのはふさわしくないかなと思いますので、今年度、それから前年度に同じ業者が保守管理されているのかどうか、その辺も教えていただければと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（岡誠） まず行政センターの感染予防についてのお話ですが、私、3か月ぐらい前に、一度、洗浄機のホームページ、業者のホームページを確認したことがあります。その時に、文面を見ますと、「コロナ効果は不明」という注意書きが結構メインだったんです。ですから、その段階でまだ検討の余地はあるのかなと思って、そうしているところでございます。

あと、コロナの感染対策ですが、こちらは職員が現在10名いるのですが、結構職員の机が離れているものですから、密ではないもので、あと施設が古いものですから、空気の流れがいいものから、基本はマスクを着用で、時々人が入ることによって空気が動く。来客があまりいないものから、そんな対策になっております。ご理解ください。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（澤村雅彦） まず、リハビリ職員は何名配置するかということですが、今年同様7名配置する予定であります。

あと、増になる職種でございますが、事務を1名増員するということで、内容的には医療事務の充実を図るために1名増と考えております。

あと、機械設備保守管理委託料でございますが、これにつきましては昨年度入札を行いまして、3年間の長期契約となっておりますので、去年、今年、来年と同じ事業者になります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 10番、益子議員。

○10番（益子純恵） 先ほど総務課長から、効果は不明ということだったのですが、一般的にできる対策はしていただきたいなということと、今回、私はこの議場に関してだけの質問をさせていただいたのですが、確かに空気の流れとかは、気密性のいいところに比べるとすすうするのかなとは思いますが、一応安全のために、いろいろな方がいらっしゃる、誰のためではなくて皆さんのために、いい環境を整えていただきたいなと思いますので、空気清浄機について、その他いろいろあると思うのですが、そういった感染症対策をぜひ検討していただけたらと思います。要望です。

それから、リハのスタッフについても了解いたしました。すみません、不勉強で、3点目、申し訳ありません、3年間の長期契約ということだったのですが、その前の段階の、そうすると募集もあると思うのですが、その前の業者と、今回継続される業者さんは同じかどうか、そこだけ教えていただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（澤村雅彦） 同じ業者になります。

○議長（沼田邦彦） 10番、益子議員。

○10番（益子純恵） 病院の保守管理というと、多分すごく高度なものも要するかと思いますが、やはりずっと同じ業者さんというと、ちょっとした修繕とか、あとは大きなもの

が出てきたときに、どうしても慣れているというところで頼みやすいというものもあると思いますので、その辺、きっちり線引きをしていただけるように要望したいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） 中山議員らが大分詳細に質問されましたので、その中で、ダブらないように質問しますが、取りあえず、まず令和3年度の一般会計当初予算の概要ということで、先ほども論議がありました、財源の大部分が構成市町の負担金である本組合も引き続き厳しい財政状況が続くということで、効率的・効果的な事業推進を目指して予算編成に努めたとありますが、この広域行政の予算や事業に対して、構成市町との協議はどんなふうに行われておりますか。

伝え聞くところによりますと幹事会というものが開かれているというように聞いておりますが、その構成メンバーと開催の状況について説明を求めます。

次に、令和3年度の広域行政の一般会計について説明したいと思います。

まず、7ページの衛生費県補助金が79万9,000円削減されておりますけれども、病院群輪番制病院運営事業補助金ということでございますが、これはどうして削減されたのか。単なる県の補助金カットということで受け止めてよろしいのでしょうか。また、この事業の9,212万9,000円、この事業に支障がないのかどうか、それについての説明をお願いいたします。

19ページ、消防関係でございますが、各種の研修や講習がされております。そういう中で、この講習は研修、これは消防の職員に限らず、広域行政全般にわたるわけですが、そういうものを受けた方、研修とかそういうものに行ってきた復命書というのか報告書というのか分かりませんが、そういうものを提出されておりますか。

さらに、それを持ち帰って、それぞれの担当の職員間で、研修とか講習のポイントとか、学んで生かすところを職員間で共有するような勉強会みたいなものを行っていますか。それについて説明を求めます。

次に病院関係ですが、3年度の病院事業会計のほうですが、特にコロナ禍の中で、先ほどから何人も質問されておりますが、那須南病院に様々なPCR検査が集中するとか、あるいは今度はワクチンの接種も、新聞報道にあったように、1日180から270人——これは南病院だけの数字なのかどうか分かりませんが、やられるというようなことで、先ほど答弁がなかったのは、一般の病院に来られた患者さん等に競合したり迷惑をかけたりするよう

なことがないのかどうか。

病院のスタッフの皆さんには本当にご苦勞をおかけしますが、あまりにも那須南病院にいろいろと事業が集中しておりますので、この辺、どんなすみ分けで、クラスターとか無理が起きないように対策は取られているのか、もう一度確認をしたいと思います。

それで、内容でございますが、その関連で26ページ、先ほど説明があったのですが、頭が悪くてちょっと入れなかったのですが、その他の医業収入の中で、公衆衛生活動収益、ここにPCR検査等というのがありますよね。3,790万。これは人間ドックや検診も含むのですが、このほかに、その他の医業収入ということで、受託検査、PCR検査2,819万5,000円とあります。同じPCR検査なのですが、これについては、それぞれどのような役割が違うのか、そのことだけ確認しておきたいと思います。

次に30ページが経費等だと思うのですが、病院内の照明のLED化改修工事を進めているというような話だったのですが、今の進行状況について、説明をお願いいたします。

あと34ページ、研究研修費ということで、医療研究費286万8,000円というふうにあります。先ほどの説明では、看護師さん等のスキルアップとか、そういうものの研修を行って、スキルアップに役立てるといような話ですけど、何か看護師も医師の指示を受ければ医療行為ができるのかなというふうに、勝手に推測したのですが、そういう何か改良というか何というか、私は難しく言えませんが、そういうものを含んで、看護師がもっと高度な段階に何か仕事ができるような研究を進めているというような理解でよろしいのかどうか、その中身について説明を求めます。

以上です。

○議長（沼田邦彦）　ここで暫時休憩いたします。再開を2時10分といたします。

【休憩】（午後1時56分）

【再開】（午後2時09分）

○議長（沼田邦彦）　再開いたします。管理課長。

○管理課長（深澤昌美）　それでは、予算の概要の件で、構成市町との打合せはあるのかという点についてご説明します。

予算の編成に当たりましては、予算の要求が各課から出てきた段階で、市町の財政担当と打合せをしております。それ以外にも日頃から、本来ですと年度当初等に三者が集まって打



合せ会をしたりというのが定例的にありましたが、本年度はちょっとコロナで実施できなかったということで、日頃から組合の財政が市町の財政のほうへ伺いながら、事あるごとに調整をしているというところでございます。

続いて予算書の7ページ、衛生費県補助金、病院群輪番制の補助金の件についてですが、こちらにつきましては、那須南病院に年間365日の夜間、土日祝日の日中の分についての県の補助金となっております。

こちらは以前は国庫補助であったのですが、国庫補助がカットされまして、今は県補助一本となっておりますが、全国的に見ても、栃木県の県補助がついているというのは珍しくて、県も財政難ということで、この補助金をカットしたいということで、3年前から補助単価が段階的に引き下げられておりまして、令和3年度までの見込みしか県は示しておりません。下手をしますと令和4年度からカットされる可能性はございます。

ということで、事業に支障がないかということなのですが、支障のないように、もし県の補助がカットされても、その部分は一般の財源で、病院のほうに支障がないように手当てをしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 幹事会のメンバーについて、私のほうからお答えさせていただきます。まず副市長、副町長をはじめ、市町の総務課長、財政担当課長、環境担当課長、健康福祉担当課長。事務局のほうは事務局長、総務課長、管理課長、保健衛生センターの所長と、消防のほうは今は消防長兼総務課長と、予防消防課長。病院のほうは事務長と病院総務課長となります。

○議長（沼田邦彦） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 予防接種についてでございますが、先ほども申しあげましたように、現段階で決まっていますのは、第1段階の医療従事者に対する予防接種の方法についてのみでございます。

これを施行するに当たりましては、病院の中でも午後のすいている時間帯に、空いている外来のブースを用いまして行うことにしています。それと一般患者さんのところにもゾーニング、仕切りをつけて、隔離した形でやっていただきたいとは考えています。

医療従事者のみですから、人数的にもそれほど第1段階では大きくありません。第2段階以降をどうするかについては、医師会と市町の協議の中で決まってくるものだと理解しております。我々病院としましては、限られた処理できる人数の中で、協力できる部分は協力していくという姿勢でお応えしようと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（澤村雅彦） まず、私のほうは、予算関係で1点目のPCR検査の公衆衛生活動収益と、その他医療収益の計上関係であります。公衆衛生活動収益のほうには、構成市町からのPCR検査の収益を計上しております。その他医療収益には、委託料検査ということも含めまして、南那須医師会と契約を結んでおりますので、その関係から、こちらのほうに管内の医師会分ということで計上しているところでございます。

続きましてLED化の那須南病院の状況でございますが、病院のほうで今LED化しておりますのは、非常時の誘導灯と、病院の階段は24時間点灯しておりますのでLED化しているところです。今後は病院の大規模改修等もございまして、見極めながら必要に応じてLED化のほうを進めてまいりたいと思います。

続きまして34ページ、医療研究費でございますが、この中身は基本的には看護師や医師が研修会に参加する場合の参加費の予算を計上しております。特に3年度につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、特定行為看護師養成のための助成金といたしまして30万円を計上したところです。

この30万円の根拠ですが、特定行為の研修会を受けるために約60万円の参加費が必要となっておりますので、その2分の1の助成ということで30万円としたところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 消防総務課長。

○消防長兼総務課長（車和則） ご質問いただきました講習・研修の報告ということでございますが、職務でありますので報告・復命はしてございます。

それに伴って、その後のフィードバックとございますか、勉強会・研修会を適宜実施しております。また、そのほかにも、個人的にスキルアップやスキルの維持のために、別途そうい

った講習会にも参加している者もいます。これはやはり組合全体で共有することがいいのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） 大体分かりましたが、病院で、やはり何ととっても一般の患者さんがいらっしゃる。そして12月からPCR検査を進めていると。それで、市のほうでも社会的検査ということで、通所のお年寄りの施設の職員さんを補助を出して検査を受けてもらう。それも南病院でやってもらうんですね。このほかに、一般のPCR検査を進めるということで、そのほかに、このワクチンの接種ということで、全てが集中するような感じがしますので、やはり南那須地区は武道館でワクチンを接種するわけですが、烏山も、病院の患者さんと競合しないような感じで、別なところで進めるというようにしたほうがいいのかなと、そこら辺はちょっと分からないのですが、組合長はどんなふうに考えていますか。それだけ。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） もともと、那須烏山市の中で2か所ということで、南那須地区が武道館という意味ではなくて、全体的に受ける方は武道館ということで、基本、基礎疾患とかがある方を那須南に優先するとか、そういう形でちょっと考えています。一遍に大人数が那須南に行ってしまうとちょっと無理だと思いますし、今の段階ですと、ワクチンを打った後に15分から30分待機する場所が、那須南病院にはありませんので、そういう意味では武道館とか、広いところで待機して様子を見るようだと思うので、その辺もまだ課題になっておりますので、決まり次第、また報告をさせていただきたいと思います。

○9番（平塚英教） 分かりました。

○議長（沼田邦彦） 8番、矢板議員。

○8番（矢板清枝） 8番、矢板でございます。先ほど平塚議員のほうから、医療研究費の、那須南病院の関係のほうで、看護師に関わる医療研究費ということでご質問がございま

した。その中で特定行為ということをおっしゃっていましたが、特定行為ということはどういう内容なのか、お伺いしたいと思います。

それからもう1点、施設のLED化に、非常時に対応するというので、実施に向けていると思うのですが、一昨日の地震の際に、那須南病院でも停電があったと思います。その際に、自家発電というのが那須南病院にはあると思うのですが、その切替えがうまくいったのかどうか、入院の患者さんに影響なくうまくいっているのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 看護師関係では2種類、実はありまして、特定行為という資格と、それから認定看護師という資格と2つございまして、どちらかといいますと認定看護師のほうが取るのが大変で、半年間の教育が必要で、費用もかかるということです。

今回こちらに算定しているのは認定看護師のほうだと思いますが、これは主に認知症関連の認定看護師を想定しております。

現在、我々の病院には2人の認知症の認定看護師がいて、その2人のうち1人がそろそろ退職を迎えるものですから、その後継としてつながるようということ考えております。

認定看護師は、実は診療報酬にも加算がございまして、そういうこともありまして、継続して育成していきたいと思っております。

それから、特定行為に関しましては、いろいろ細々と、例えば動脈採血であるとか、人工呼吸器のチューブの扱い、各種いろいろな資格がございまして、なかなか全部はご紹介できないのですが、そういう医師の医療行為の補助をするような資格でございまして、これは現在3人、うちの病院にいますけれども、活躍していただいております。

それから停電についてですが、おとといの停電では非常電源への切替えはスムーズに行われて、特に病院運営に大きな支障はなかったのですが、エレベーターが止まってしまって、幸い夜中にきちんと修理をしていただいて、朝には通常どおりに運行することができました。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 8番、矢板議員。

○8番（矢板清枝） 分かりました。認定行為という、那須南病院では認定看護師さんの予算を取っているということによろしいですね。はい。それと、内容的なこともよく分かりましたので了解です。

それから、病院の停電に関しても分かりましたので、了解です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第5号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和3年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

【休憩】（午後2時24分）

【再開】（午後2時29分）

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。先ほどの8番、矢板議員の質問に対する答弁で修正がございます。

病院長。

○病院長（宮澤保春） 先ほど矢板議員のほうからご質問があった認定看護師と特定行為看護師の違いについて、来年度の予算で上げるのは、私がお話した認定看護師のほうではなくて、特定行為の看護師のことでした。つまり動脈血採血であるとか、あるいは人工呼吸器、気管切開のチューブの管理とかにまつわる資格のほうの取得に関する費用でございます。ご理解ください。

○8番（矢板清枝） 了解です。

#### ◎日程第10 一般質問

○議長（沼田邦彦） 日程第10 一般質問を行います。

一般質問の時間は30分で、答弁の時間は含みません。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、30分を超えた場合は制止いたしますのでご了解願います。

それでは通告に基づき、7番、川俣義雅議員の発言を許します。7番、川俣義雅議員。

〔 川俣義雅議員 登壇 〕

○7番（川俣義雅） 7番、川俣義雅です。2項目質問します。

1項目めは、保健衛生センターの移転についてです。現在運転中のごみ焼却場の施設は、耐久年数があと6年、し尿処理施設はあと9年と聞いています。

今までの経過も踏まえ、今後とも那須烏山市と那珂川町の広域で事業を行っていくことは合理性があり、後継地を決める作業を進められていることはもっともなことであると考えますが、その点について3点伺いたいと思います。

1点目は、移転候補地選定に当たって、現在はごみ処理施設とし尿処理施設が併設されていますが、これを分離することも検討したのか伺います。

2点目は、市町の下水处理施設を利用するなどして、ごみ処理とし尿処理の施設を分離する方法も検討することになりましたが、どのように検討していくのか伺います。

3点目は、既に下水処理施設を利用したし尿処理を行っているところが日本の中にあるか伺います。

2項目めの質問は、那須南病院の患者数の増加に向けての取組みについてです。

いうまでもなく、那須南病院は那須烏山市民、那珂川町民の命と健康の砦となっています。この大切な砦を守るには、できるだけ損失を減らすことも重要です。

そのために、入院・外来患者数を増やすことをどうやったらできるか考えたいと思います。そこで、3点伺います。

1点目は、入院・外来の患者数を今後どのようにしたいと考えているのでしょうか。

2点目は、那須烏山市と那珂川町の患者数の違いをどのように考えているのでしょうか。

3点目は、目指す方向に進むために何が必要と考えているのでしょうか。

以上、2項目のそれぞれ3点について答弁をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 川俣議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、保健衛生センターの移転に伴うご質問の1つ目、移転候補地選定に当たって、ごみ処理施設とし尿処理施設を分離することを検討したのかについてであります。平成30年3月に策定いたしました一般廃棄物処理施設整備基本構想におきまして、ごみ処理・し尿処理施設の併設・分散につきましては検討をいたしております。

主な検討内容ですが、必要敷地面積、管理要員人件費や経費等、災害時などの避難所としての機能などを検討をしております。

次に2点目の、市町下水処理施設の利用で分離方式も検討するとなったが、具体的にどの

ように検討するかについてであります。まずは市、町、組合の下水道、し尿処理及び環境の担当で検討会を行っております。

検討の内容としましては、し尿等の量も減少していることでもありますから、下水道放流方式について検討し、基本的な考え方の案をまとめるとしております。

今後も、市、町、組合で検討会を行い、当組合に最適な処理方式を検討してまいります。

次に3つ目の、下水処理施設を利用したし尿処理について先行例があるかについてであります。処理方式には、直接下水道処理施設に投入する方式や、前処理をしてから下水道処理施設に投入する方式など様々な方式がございます。先行例としましては、栃木県内には数が少ないですが、全国的には多くの施設で採用しております。

次に2点目の、那須南病院の患者数の増加に向けての対応について、お答えいたします。

まず1つ目の、入院・外来の患者数を今後どのようにしたいと考えているのかについてであります。病院としましては、患者数の増加は医療収入に直結するものですので、安定な経営のためには患者数を増やしていくことは大変重要な課題であります。

長期的には、75歳以上の後期高齢者が今後も増加していくことが予想されており、病院としましては、高齢者に需要の高いリハビリテーションや、現在ベッド数が不足している人工透析医療など、地域の医療需要を充足することで、少しでも患者数を確保してまいりたいと考えております。

一方で、南那須地区においても、少子高齢化による人口減少や新たな感染症の出現などを背景に、今後も厳しい状況が予想されています。

またご承知のとおり、那須南病院は南那須地区唯一の二次救急医療機関として365日24時間体制で患者を受け入れております。今後も安心安全な医療を提供していくために、まず医師の確保が最重要課題でありますので、今後も栃木県、自治医科大学及び獨協医科大学への医師派遣要請を行ってまいります。

次に2つ目の、市と町の患者数の違いなどをどのように考えているかについてであります。令和元年度の入院患者数は、那須烏山市が2万8,210人であり、那珂川町は1万5,300人になり、患者比率は市が73%で町が27%でありました。また、外来患者数については、那須烏山市が4万7,460人で、那珂川町が1万3,938人です。患者比率は、市が77%で町が23%でありました。市と町の患者数を比較しますと、おおむね市が4分の3、町が4分の1になっております。

市と町の患者数の違いについては、人口に差があること、那珂川町は町内に療養病床を備えた病院があることや、他の医療機関までの距離や利便性によって、他病院へ紹介受診する選択肢があり、その分、少なくなっていると考えられております。



なお、一般病床は近くの病院を受診する傾向がありますが、救急外来の救急搬送によっては、管内は那須烏山消防署が約6割、那珂川消防署が約4割となっており、おおむね人口比と同じ割合となっております。

次に3つ目の、目指す方向に進むために何が必要と考えているかについてであります。病院としましては、将来にわたり持続可能な医療を提供していくため、これまで同様、地域の方々から信頼され、必要とされる病院を目指していきたいと考えております。

そのためには、将来の患者動向と地域全体の医療提供体制における那須南病院の役割を踏まえて、病院の在り方の検討が必要と考えております。

現在、那須南病院の病床数は150床で、機能別では、急性期病床が92床、回復期病床が8床、療養病床が50床であります。将来の医療需要や経営上の観点から、病床のダウンサイジングなども含め、検討が必要となっております。また、那須南病院は今後も二次救急医療機関として急性期医療を担うほか、医療需要の高い人工透析の増床、リハビリテーションの拡充、感染症患者の専用病床の整備など、多くの課題があります。

これらを実現していくためにも、今後、那須南病院の老朽化に伴う病院再整備において反映していきたいと考えております。

なお、病院再整備の検討については、令和元年度に大規模改修基礎調査を実施し、令和3年度には、老朽化が著しく早急な対応が必要となっている空調設備の延命工事を予定しております。

これによって、当面は病院施設の延命はできますが、将来、本格的な病院再整備が必要になりますので、整備の方向性については、引き続き市町と協議をしていきたいと考えております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 丁寧な答弁をありがとうございました。1項目めの保健衛生センター移転に関しての、まず1点目の再質問です。

候補地選定に当たって、分離方式、つまりごみの処理施設と下水の処理施設と分離方式も検討されたということですが、現在、移転候補地はどのくらいの広さを求めようとしているのか、お願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一）　ただ今の川俣議員からのご質問に対しましてお答えいたします。

移転候補地のごみとし尿との分離の検討ということでございますが、現在、衛生センターの敷地面積が1万6,625平方メートルでございまして、移転候補地は2万平方メートル以上となっております。

現在の敷地より広い理由といたしましては、都市計画法等の理由によりまして、調整池を整備しなければならない。そのようなことで、新施設には調整池等を見込んでございます。

○議長（沼田邦彦）　7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅）　ということは、分離方式も考えたけれども併設ということをお前提にして、土地の購入を考えているということでしょうか。

○議長（沼田邦彦）　施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一）　はい、ただ今のご質問に対してですが、ごみとし尿との施設の併用というか、それに対しましていろいろな特徴があるかと思えます。

必要面積としまして、併設することにより共用部分もあるので、分散よりも敷地が小さくて済む、また計量器が1つで済むなど経費の節減が図れる、し尿処理施設から排出される汚泥をごみ処理施設で焼却できる、また住民の避難所としてもそういった対応ができるなど、当時としてはそのようなことから、併設というようなことで構想のほうは確定いたしました。現在、次のご質問にもございましたが、し尿等の施設について、分離についても現在検討しているところでございます。

○議長（沼田邦彦）　7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅）　一緒にするか、それとも分離するかということで、やはり場所の広さがかなり変わってくると思います。今進めているのは、とにかく両方同じところに、隣り合わせで造るという、そういうことを想定して進めているということでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） 現在進めております建設候補地につきましては、当初の策定の中で、先ほどもお話しいたしました、ごみとし尿併設でも十分必要な敷地が取れるような面積ということで進めてはおりますが、万が一、現在検討しております下水道のほうへのし尿の放流というようなことになった場合には、し尿の敷地分につきましては、次の次と言ったらいいでしょうか、さらに施設を更新する際の更新の敷地としても使えるというようなことで考えております。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 今のお答えですと、その次の、今度移転を予定する施設の、その後のことを考えているということなんですか。

○議長（沼田邦彦） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） はい。ただ今川俣議員のほうからご質問いただきましたとおり、次の次の施設、また新たに建物を建てるといった際の敷地としての活用も可能ということで考えております。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） それはでも、まだ議会のほうにも何の話もないことですから、次の次を考えて行動しているというのは、ちょっと勇み足ではないかというふうに私は思います。そもそも、分離方式にするのか併設するのかということをきちっと検討した上で、その面積を考えるのが、私は当たり前のやり方ではないかなというふうに思っているんです。

それで、那珂川町にも下水の処理施設があります。でも、河川の氾濫したときには、氾濫地域でもあるんです。そういうこともあって、例えば那珂川小川にあります下水処理施設、あそこを使うということになると、施設の許可が下りるかどうかということも考えなければならぬというふうに思うんです。

ですから、そういうことも可能なのかなのか。今の那珂川町小川にあります下水処理施設は3メートルほどかさ上げしてあるんです。そういうかさ上げをすれば、併設をして、

し尿のほうの今やっている方式、固めるものは固めて、それは焼却場のほうに運んで、上ずみのほうは今の施設のほうに投入するという方式もできるかな、しかしプールが今のままの大きさに間に合うのかな、そういうこともありますから、検討すべきことというのはたくさんあると思うんです。そういうことをきちんと検討したうえで物事を進めるということが大事なのではないかなと。

先ほどの病院の地下水、井戸の件に関しても、やはり事前の調査というのが、検討というのが非常に大事だと。そうでないと、後で多額の税金を無駄にしてしまうということにもなりかねませんから、その辺の検討をしっかりと進めていっていただきたいと思います。

それで、検討していると。また新たに検討しているというお話なのですが、どのぐらいの回数、今、行われているのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） ただ今ご質問いただきました、市町の下水处理施設の利用で分離方式も検討するとなったことについての、どのような検討を行っているのかということについてでございますが、下水道処理施設の利用に関する検討についてということで、現在、市町の担当課及び組合におきまして、下水道の放流方式について検討を行っております。現在のところ、担当課を集めまして2回ほど検討会を実施したところでございます。

現段階としましては、現在、対象施設としまして、市町それぞれに、旧町ごとに下水道処理施設を設置しておりますので、既存資料等により施設の処理能力や処理状況等の現況調査を行いまして、また、下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽等の今後の将来的な計画、また整備状況等についての調査を行っているところでございます。

今後の進め方としましては、下水道整備、浄化槽整備等の動向、及び単独処理浄化槽の減少動向等を考慮しまして、計画処理水量の設定を行い、先進事例等を参考にしながら、適正な処理のための処理方法の案の作成を行い、必要とされる施設の規模等について検討を行う予定でございます。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 那珂川町には馬頭にも処理施設があるわけですが、そちらのほうはかなり土地が空いている、隣の土地が空いているというふうな、私は見方をしているのです

が、ですから、それぞれの場所でいろいろな条件が違いますから、それをきちんと精査していただきたいと思います。

それから、3点目の再質問ですが、現在も、下水道処理施設を使ってし尿処理を行っている例が全国にはたくさんあるということでしたが、そういう先進事例と、この町を比べた場合、条件的にはどういう。同じようなところなのでしょうか、それとも条件としてこういうところだったら分離方式もできると、そういう違いがあるのでしょうか、導入なのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） ただ今のご質問に対しまして、お答えしたいと思います。制度的には、直接下水道に投入することになりますと、国のほうの事業で下水道処理施設共同整備事業というのがございまして、現在のところ、全国的には長野県、また北海道での事例等がございまして。

こちらは下水道でし尿等を処理する事業ではありますが、条件がございまして、対象処理人口及び処理水量の2分の1の下水道事業が対象の地域とされておりまして、現在の南那須地区の市町共に、下水道人口は2分の1に満たない、少ないということで、対象にはならないというところでございます。

また、直接下水道処理施設にバキュームカーでの投入はできません。どうしても、バキュームカーの搬入物は濃度が濃いということから、下水道施設に投入する濃度にするためには、およそですが10倍から20倍にそれを希釈しなければならないということになります。そのため、希釈するための大きな池といいますか、槽が必要になります。

また、その希釈しました汚泥の量がやはり10倍から20倍になりますので、現在の市町の下水道処理施設で処理ができるのかどうかというのもございまして、現在、先ほどのとおり、検討会において、その辺のところも検討をしているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 実際なかなか大変なことではあると思うんです。下水道処理施設があるから、安易にそこを利用できるかということ、そうでもない。私もいろいろ調べて、思うってはいます。

保健衛生センターは市民町民にとってなくてはならない大切な施設であると同時に、で

きるだけ予算規模を縮小するためにあらゆる方法を検討することが求められていると思います。検討の経過をこの議会にも随時出していただいて、十分な討議を経て移転候補地が決定できるよう、執行部をお願いしたいと思います。

2項目めの、那須南病院についての1点目の再質問です。

令和元年度の決算報告は1億5,500万円余の純損失ですが、この損失をどの程度まで抑えようとしているのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（澤村雅彦） 赤字対策でございますが、先ほど申し上げましたが、医師確保をまず図ることが一番重要かと思っています。特に人工透析につきましては、今、月曜・水曜・金曜の週3日しか行えない状況ですので、特に腎臓内科の医師を確保しながら、入院・外来の患者の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 2点目の市と町の患者数の違いです。私も調べてみました。そうすると、先ほど組合長が言われたのと同じかなと思うのですが、入院患者数は市が大体年間3万人弱で、人口よりも多い。那珂川町は年間1万人強で、人口の約3分の2ぐらいです。外来患者数は、市が年間5万人弱で人口の約2倍。町が1万人強で人口の約8割ぐらいです。

病院までの距離、その他いろいろな条件が違うので、同じようにならないことは当然ですが、那珂川町からの患者数をもっと増やすことは可能性としてあるのではないかと思います。どうお考えでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（澤村雅彦） 那珂川町からの患者数を増やす方策でございますが、今、バス等通っておりますが、さらなる本数を増やしていくことや、あと開業医さんからの紹介患者さんをできるだけ多く那須南病院のほうに回してもらおうとか、そのようなことも含めまして、市町のほうをお願いをしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 私はそこまでの質問はしていないんですよ。那珂川町からもっと患者の方に来てもらう、そういう可能性はあるんじゃないかという質問だったのですが、そうしてもらいたいという気持ちからのお答えだったというふうに受け取ります。

もし仮に、那珂川町からの患者数を人口対比で、この那須烏山市の2分の1にできるとすると、ちょっと計算してみたのですが、入院患者も外来患者もおよそ年間5,000人ぐらいずつ増えることになるんです。まあ、そうなるかどうかはちょっと分かりませんが、仮定の数です。そうすると、収入はかなり改善されるのではないかなと思うんです。

それで、那須烏山市から病院まで、どういう交通手段を使って来られているのか。それから那珂川町からはどういう手段で来ているのか、そういうことを調査したことはありますでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 交通手段に関して、患者さんすべてにアンケート調査とかは、今までのところしたことはございません。最近では自家用車で来られる方がほとんどかなと考えております。

先ほども組合長がお話しされたように、救急患者さんについてはほとんど人口割合と一緒にということでございますから、一般の外来診療に関しましても、ぜひ那珂川町の方々にご利用いただきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 7番、川俣議員。

○7番（川俣義雅） 私も、恐らく自家用車で来ている人が圧倒的だろうと思っています。ですけれども、今後、自家用車を使えなくなる、要するに運転免許証を返納するという方が続々と出てくるというふうに思います。そうした中で、やはりそうではない交通手段を考えないと、患者数を増やすことはなかなか難しいかなと思います。

私たちはコミュニティーバスが走っていますが、その本数を増やすとか、あるいはデマンドタクシーを、今、那珂川町は那珂川町だけでしか利用できませんけれども、それを那須南病院まで来られるようにするとか、あるいは考えられるとしたらスクールバス、子

供たちを送り迎えするその合間に、こちらに来ることができないか、そんなようなことも考えているのですが、ぜひとも、そういういろいろな可能性を考えて、この組合としても那珂川町に提案していただきたい、一緒に考えていただきたいということを要望いたしまして、質問とします。ありがとうございました。

○議長（沼田邦彦） 以上で、7番、川俣義雅議員の質問が終わりました。  
暫時休憩いたします。

【休憩】（午後3時04分）

【再開】（午後3時15分）

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。次に9番、平塚英教議員の発言を許可します。  
9番、平塚英教議員。

〔 平塚英教議員 登壇 〕

○9番（平塚英教） 9番、平塚英教でございます。発言通告書を出しておりまして、その2項目について、広域行政の執行部のほうからご答弁いただきたいと考えております。

傍聴者の皆さん、ご苦労さまでございます。

さて、最初の質問でございますが、南那須地区広域行政事務組合職員の再任用規程と運用についてという質問でございます。

再任用というのは、一旦職員を退職して、そして職員として採用されて仕事をするというようなことございまして、南那須地区広域行政事務組合の職員の再任用に関する事務取扱要綱はどうなっているか。同組合の事業費を拠出している同組合の構成市町の再任用に関する事務取扱要綱と異なっているという内容でございます。

なぜそういうことになっているのか、その理由と、運用についてどう考えているのか、説明を求めるものであります。

具体的には、那須烏山市職員の再任用に関する事務取扱要綱、そして、那珂川町の職員の採用に関する事務取扱要綱の別表第3条関係では、区分として行政職退職時の職務の級、これが7級、6級であったとしても、再任用後の職務給は3級と。そして再任用後の職名は専門、事務職、技術職、資格職というふうにあるわけでありまして。

ところが、広域行政の事務組合の再任用に関する事務取扱要綱は、この3条関係の別表の



ほかに、区分に「上記にかかわらず再任用の職名の役職に決定される場合は下記のとおりとする。ただし責任の度合い及び職務困難に応じて別に定めることができるものとする」として、区分、行政職（退職時の職務の級）6級以上、これが再任用後の職務の級、これを6級とすると。市と町は3級なんですよ。広域行政のほうは6級とするというふうになっております。

再任用後の職名、事務職ですね。その内容は、事務局長、事務長、会計管理者、事務局次長、課長、所長という事務職となっております。

この広域行政事務組合を構成している那須烏山市も那珂川町の再任用に関する事務取扱要綱にはない、こういう内容であります。

この行政職（事務職）部分は、同組合に事業費を拠出している構成市町と同じに改めることをすべきだと考えますが、組合長のご答弁をお願いいたします。

2つ目、広域行政事務組合の建設工事請負者の選定について。

令和2年10月26日執行の那須南病院の井戸整備工事条件付一般競争入札の請負業者の選定において、点数制限（最新の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書において、管工事の総合評定値（P）が1,000点以上であることの有無）の入札参加資格要件を用いましたけれども、これについては地元業者が参加できませんでした。

なぜこのような、入札を実施したのか、その内容についてご答弁をお願いいたします。

以上で第1回目の質問といたします。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 平塚議員のご質問にお答えさせていただきます。まず1点目の組合職員の再任用規定と運用についてであります。

南那須地区広域行政事務組合職員の再任用に関する事務取扱要綱は、平成11年7月に地方公務員法等の一部を改正する法律によって、定年退職者等の再任用について改正されたことに伴い、平成13年2月の組合議会定例会において、組合職員の再任用に関する条例を新規制定し、併せて組合職員の給与に関する条例を一部改正し、再任用職員の給与月額及び給料表の改正を行いました。

その後、再任用職員の任用が本格化することを踏まえ、平成26年1月に那須烏山市にて施行しました職員の再任用に関する取扱要綱を参考として、再任用により採用する場合の任用事務に関する必要な事項を定めた同要綱を当組合においても作成し、平成26年6月20日に施行したところであります。

なお、那珂川町におかれましても、組合と同日に施行しているところであります。市町共に、その後改正をした経過は見受けられません。

その後、当組合においては、平成28年2月の組合議会定例会において、事務局長、消防長または事務長の職にある者の給料位置づけが6級から7級に改正されたことに伴い、平成29年3月に要綱の改正を行っております。

またその後、職員の給与に関する条例第4条第10項にある「再任用職員の給料月額は行政職給料表及び医療職給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする」とある条文と、事務取扱要綱第3条第3項のただし書以降にあります「再任用職員が担当する職務の責任の度合い、難易度等から組合長が特に必要と認めるときは、別表の規定にかかわらず、同表に定める再任用後の職級の級により上位の級に位置づけることができる」とある条文を根拠に、給料の位置づけを明確化するため、令和元年7月に取扱要綱の改正を行い、議員ご指摘の第3条関係別表の「上記にかかわらず」以降の追加をしたところであります。

なお、運用につきましては、現事務局長が令和2年4月1日から再任用職員の事務局長として任用しておりますので、その時より運用しております。

次に、構成市町にない内容なので改めるべきではないかのご指摘であります。既に改正については指示をし、本年1月27日付で公布したところであります。

次に、2点目となります。那須南病院の井戸整備工事の請負業者の選定についてですが、今回の工事は、井戸の掘削工事と汲み上げた水を掘削地そばの飲料用の受水槽、及び地下のエネルギーセンターの地下にあります雑用水用の貯水槽までの配管が必要な工事であり、また、病院を運営しながら施工する高度な技術を要する特殊な工事でありますので、業者の選定に当たりましては、地方自治法施行令第167条の5により、さらに条件を付したところであります。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） それでは、一問一答で質問したいと思います。まず、南那須地区広域行政事務組合職員の再任用規程と運用についてであります。職員の再任用に関する条例は那須烏山市も平成17年10月1日、那珂川町も平成17年10月1日、南那須広域行政事務組合は平成13年4月1日施行となっております。この条例制定は議会の議決要件であります。これについては議会で議決をしていると思いますが、再任用に関する事務取

提要綱は内部規程であり、議会の議決を経ておりません。

なぜこのように、議会には内緒でこのような指示をされたのか、説明していただきたいと思えます。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 今の点についてご回答申し上げます。決して議会に内緒にしたわけではございません。組合長からの答弁にもございましたが、まず、この改正をするときは、現在の事務局長が再任用になるかどうかはまだ決まらない状態のときに改正しております。

今後、再任用の事務局長が発生する可能性もありますし、市町からの再任用の職員が事務局長で派遣になる可能性もあるかということを考えてまして、そこは改正を図ったところでございます。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） そんなこと聞いているんじゃないですよ。私が聞いているのは、これは事務局長だけじゃないでしょう。事務長、会計管理者、事務局次長、課長、所長。

何で、那須烏山市でいえば総務課長をやった人が、退職すれば3級に落ちて普通の職員になっているんですよ。何でこの広域行政は、局長だけじゃありませんよ、なぜ事務職の人が6級で、管理職で残れるんですか。それを聞いているんですよ。答弁してください。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 今の件ですが、広域のほうは職員の数がどうしても限られてしまっているものですから、現実に、広域で採用になった職員の方が、間が飛んでいる形になってしまっているんです。今の事務局長の下に何名かいらっしゃるのですが、その間がまた10歳以上飛んでしまうとかいう現象が発生しているものですから……。

○1番（久保居光一郎） そんなの関係ないだろうよ。

○議長（沼田邦彦） お静かに。お静かにお願いします。

○総務課長（岡誠） その辺を検討した上で改正しております。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） 再任用を、任用事務を適正に行うため、職員再任用選考委員会を設置するとありますが、広域行政の選考委員会の中身を見ますと、委員長、組合長、そして委員は副組合長、事務局長、総務課長、病院長、事務局次長、消防長となっております、まさにこの、要綱別表第3条関係の責任の度合い及び職務の困難に応じて別に定めることができる行政職6級以上の方ですよ。つまり自分をお手盛りするために、このような規程を、要綱をつくらざるを得なかったんですか。

何で、お金を出している那須烏山市も那珂川町もやっていないことを、そんな、職員が足りないだの、そんなもの理由になりますか。それは絶対おかしいです。どうですか、その点。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 今の件ですが、先ほど組合長からの答弁でもございましたように、条例の中では、再任用職員の給与月額は行政職給料表及び医療職給料表の再任用職員の欄に掲げる給与月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額となっております。

併せまして、事務取扱要綱に関しましても、再任用職員が担当する職務の責務の度合い、難易度等から、組合長が特に必要と認めるときは別表の規定にかかわらず、同表に定める再任用後の職級の級より上位の級に位置づけられることができるということを根拠としまして、それを明確化する上で、今回改正したものでございました。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） その、1月に改定したというのは、市とか町がやっている要綱に合わせたというふうに理解していいんですね。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 議員ご理解のとおりです。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） 分かりました。

この辺についてはどうも腑に落ちないのですが、先ほど私が言いましたように、市と町の広域行政にお金を拠出する会議がありますよね、幹事会。そこで、これはちゃんと同意をもらっているのでしょうか。

また、この要綱改正については、組合長が指示をして、市と町と違う要綱を使ったという考え方でよろしいのですか。改正前の話です。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 今回の改正に関しましては、当広域において、確かに、先ほど総務課長が言ったように、年齢の差が確かに開いていました。それで、事務局長を務めていただく方が見いだせなく、正直言いまして……。

○9番（平塚英教） 事務局長だけじゃないですよ、全員そうだからね。

○組合長（川俣純子） 那珂川町と、事務局長の、今回はその話なので、病院長に関して、やはり、もしもそういう場合があればほかから委託してくるような形になります。

そういうものもありますので、今回はこのような形を取らせていただきましたが、今回、皆さんからのご意見等で改正をさせていただくことに、元に戻すような形にさせていただきました。

その代わり、この期間中、事務局長という要職になる者が若輩者になります。今からでも一生懸命……。

[私語多数]

○議長（沼田邦彦） ご静粛をお願いします。組合長が答弁中です。ご静粛をお願いします。

○組合長（川俣純子） もちろん、育てていくことになっております。

ただ、本当に50代になっていないような方が次になってしまいますので、その辺のどこ

ろを協議させていただいて、今回は那珂川町と当那須烏山市からも派遣を出させていた  
いて対応することにしました。どちらもちょっと人員が、職員数も少ないので、ぎりぎり  
やっておりますところ、出すことが困難でありましたので、前はできませんでした  
が、今回はそれで対応させていただくことにしましたので、ご了解いただけるよう  
お願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） とにかく主人公が、広域行政を構成する市と町、そしてそこに  
住む住民の皆さんでございまして、そういう市にもない、町にもないような要綱を  
勝手につくって運用するというのは今後やめていただきたい。

次の質問に移ります。

先ほど縷々説明をいただきましたが、令和2年10月2日に工事公告した、南那須  
地区広域行政事務組合公告第39号の条件付一般競争入札の執行につきましては、  
条件付一般競争入札実施要綱の入札資格第3条7項の、最新の経営規模等評価  
通知書、総合評定値通知書において、管工事の総合評価値（P）が1,000  
点以上であるというふうに明記されているんですね。

しかし、栃木県建設工事請負業者選定要綱によれば、県の要綱は、県が発注  
する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加するのに必要な  
資格の審査並びに一般競争入札、指名競争入札、及び随意契約をする場合  
の建設業者の選定に関し必要な事項を定めるものとするありまして、  
入札参加資格の認定第4条3項で、管工事はA級、B級、またはC級のい  
ずれかに格付をするものとするというふうになっておりまして、発注の基  
準は、第10条2項に「管工事は、2,000万以上の建設業者の級別はA級」と。  
A級であれば資格があるわけなんですよ。

栃木県土木事務所単位の格付等級及び総合点数による管工事の入札資格者  
格付表によれば、烏山土木事務所管内に、格付級管工事A級業者は4社あり  
ますが、総合点数1,000点以上という業者はありません。管工事1,000  
点以上の業者は、県内では22事業所。22です。

県の建設工事請負業者選考要綱の資格要件を備えている、南那須広域  
行政事務組合の構成市町にも納税をしている、地域に貢献する地元請負  
業者の入札参加を締め出したことは重大な問題だと思います。請負資  
格のある地元業者を外し、1,000点以上の管外の業者の参加資格に  
したのはどういう理由なのか、もう一度明快な答弁を求めます。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（澤村雅彦） 今回の井戸の整備工事でございますが、病院を運営しながら施工する高度な技術を要する特殊な工事であるということで、P点を1,000点以上として工事を執行したところでございます。

内容的には、高度な技術といたしまして、専用水道とするための水処理設備の構築、及び実際に使う自動制御システムを組みます技術を必要とするということでございます。

先ほど組合長の回答の中で、地方自治法施行令第167条5により条件をつけさせてもらったということでお話をさせていただきましたが、この地方自治法施行令第167条の5といますのは、地方公共団体の長は、必要があるときは条件をつけて資格を定めることができるということになっておりますので、今回はこの要件を使わせてもらいました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） この10月26日の入札結果を見てみますと、予定価格2,160万の工事が2,150万で落札をしております。落札率99.57%。最低制限価格から逆算しますと、最低制限価格よりも16%も高い内容になっております。

先ほども、この井戸掘り工事、ありましたが、鉄分とかマンガンが出て、この井戸の水は使い物にならないと。本当にあきれて物も言えないのですが、言いますけど、こういうことで地元業者を締め出して、2,000万以上ですから、これは局長さんが段取りしたんだと思うのですが、なぜ、納税もする、地元にも貢献する、そういう業者を外して、地区外の、A級ならば4社なんですよ。それを外して、地元業者では入札に参加できないようにして、この井戸掘り工事をやらなければならなかったんですか。もう一度、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（澤村雅彦） 地元の業者をわざと外したということではなくて、病院といたしましては、良質な工事を行うために、逆に言えば、県の上位の業者のほうから、病院だと指名入札の場合は8社以上を入札の条件としているところなのですが、その

辺も準用させてもらいまして……。

○9番(平塚英教) 8社じゃなくて3社なんでしょう。実際に入札に参加しているのは。

○病院事務次長兼総務課長(澤村雅彦) そうですね、今回応札したのは3社なのですが、その時点では8社以上ということのを考慮いたしまして、1,000点以上とさせてもらったということでございます。

○議長(沼田邦彦) 9番、平塚議員。

○9番(平塚英教) 平塚でございます。それでは、この広域行政事務組合の構成市町では、公共事業発注の業者選定については指名選考委員会を開催しておりますけども、この広域行政の選定要件はどういうところで決まったのですか。要件を、資格があるのに参加できないようにした、この1,000点以上というふうに決めたのは、組合長がそう指示したということなののでしょうか。もう一度答弁をお願いいたします。

○議長(沼田邦彦) 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長(澤村雅彦) 今回の選定の案件につきましては、病院の執行部のほうで案を作りまして、それを組合の建設業者選定委員会のほうに諮りまして、決定したところでございます。

○議長(沼田邦彦) 9番、平塚議員。

○9番(平塚英教) この入札結果というのはホームページで出ているんですけども、先ほども論議のありました設計につきましては、設計の入札されたというのは見当たらないんです。ということは、業者に見積を出させて、そして地元業者を外して、その8社ですか、実際は3社しか入札に参加しておりませんが、その中身を見ても、落札できなかった2社は、ほとんどもう半値、あるいは75%ぐらいの落札額なんです。落札というか、札入れ額なんです。

だからもう明らかに、落札した業者に取らせるために、この見積書を、これ、どういうふうに作成したのか知りませんが、やって、地元業者を外して、そして管外の業者に発注をか



けたと、こういうふうな仕掛けなんです。

それで、地域に貢献する、資格を有する地元請負業者を締め出すやり方が常態化するならば、今後の広域行政の様々な公共事業の請負資格を有するのには、地元業者を締め出すようなやり方をするのではないかと危惧を感じざるを得ません。

例えば、令和2年の11月16日に施行されました那須南病院の空調の改修工事の設計の入札につきましては、A I S設計に750万で落札をしております。落札率は94.57%。それで今回、先ほど採択されました令和3年度の当初予算、これは病院の当初予算であります。那須南病院の空調設備工事が2億890万、こういう予算を出しましたけども、こういうような公共事業が、いろいろな理由をつけて、納税もしている、地元貢献している業者を締め出すような条件を付して入札をかけると、こういうおそれがあるのですが、栃木県の資格要件があれば、地元納税して地元貢献している地元業者を使うのは、市でも町でも当たり前なんじゃないですか。分離発注しても、なるべく地元仕事を与える、これが行政の務めなんじゃないですか。

組合長、そこをどう考えていますか。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 平塚議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、業種によりましては、どうしても地元では負いきれないものがありますので、その辺のところ考慮させていただいたと思っております。

○議長（沼田邦彦） 9番、平塚議員。

○9番（平塚英教） それで、この那須南病院の井戸整備工事について、A級どころじゃない、総合評価点が1,000点以上じゃなくちゃ駄目だというふうになって、掘ったらば鉄分だのマンガンがあつて、その水は使えない。それ以上の工事を進められるかどうか、今、検討中だと。その洪水を、透析でも何でも浄化して使えるようにするには6,500万もかかる。こういうばかげたことを、市民の皆さんが納得すると思いませんか。

だから、どうもその辺が、地元業者を締め出す、そういう考え方でいるから、こういうばかげた工事をやるというふうになるんですよ。そうでしょう。実際そうなんだもの。

だから、そういうことは、現に市民とか納税者が広域行政の主人公なんですから、その人たちの納得いくような公共工事を進めていただきたいと。この考えの、なるべく地元じゃな

い企業に仕事を取ってもらいたいから、何で取ってもらいたいのか分からないけれど、そういうように業者の皆さんも思っているし、市民の間でもささやかれているということだけは、十分に考えていただきたい。

資格要件があつて、そして納税もする、地元に貢献する、そういう地元企業を使うべきだというふうに私は思います。そのことを強く訴えて質問を終わります。

○議長（沼田邦彦） 以上で9番、平塚英教議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を16時といたします。

申し訳ございません、55分にします。3時55分です。

【休憩】（午後3時47分）

【再開】（午後3時55分）

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。先ほど9番、平塚議員の質問に対し答弁漏れがございました。

病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（澤村雅彦） 設計関係でございますが、設計につきましては那須烏山市の都市建設課にご協力をいただき、設計項目及び数量を作成いただき、それを基に病院のほうでメーカーのほうに見積を依頼し、設計書を作成したところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 次に、8番、矢板清枝議員の発言を許可します。

8番、矢板清枝議員。

〔 矢板清枝議員 登壇 〕

○8番（矢板清枝） 議場内の皆様、こんにちは。議席番号8番の矢板清枝でございます。沼田議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

私は1点、ハラスメント防止対策についてお伺いいたします。

2019年6月5日、日本では労働施策推進法改正によるパワーハラスメント対策の法

制化と、男女雇用機会均等法の法改正によるセクシャルハラスメントやマタニティーハラスメント対策の強化が公布されました。

さらに昨年の2020年6月1日から、職場におけるハラスメント防止対策が施行されました。パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました。

職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるというものだということです。

そこで質問いたします。広域としての対応や対策についてお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 矢板議員からのご質問、ハラスメント防止対策について、お答えさせていただきます。

議員のご質問にもありますよう、各種ハラスメントの防止に向けた対応としまして、労働施策総合推進法が改正され、令和2年6月1日から、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となったところであります。

当組合においては、それまで消防、病院においてはハラスメント防止の規程等を制定し、運用していたところでありますが、後ればせながらではございますが、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的としたハラスメント防止及び排除のための措置、並びに対応に関して必要な事項を定めた、南那須地区広域行政事務組合のハラスメント防止等に関する規程を同年9月に施行し、組合全体としてのハラスメント防止について運用を始め、職員に周知したところでございます。

具体的な相談の手法でございますが、まず所属長は日頃から管理監督者として職員間でハラスメントが発生しないよう留意し、もしハラスメントの申出、相談があった場合には、直ちにこれに対応するとともに、苦情相談窓口である事務局総務課と必要な連絡調整を図り、双方及び周辺職員等に意見を聴取し、総合的に事実確認を行ったうえで、迅速かつ適切に公正な措置を講ずることとしております。

また相談者は、所属長を介さず直接相談窓口にご相談することも可能としております。

職場におけるパワーハラスメントは、1つ、優越な関係を背景とした言動であって、2つ、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、3つ、労働者の就業環境が害されるものがあります。1から3の全ての要件を満たすものと定義されているところでありますが、組合ハラスメント防止規程制定後の相談実績はゼロとなっております。

なお、規程制定以前には、各所属内で人間関係のトラブル等の相談はあり、必要に応じて当事者への注意や配置転換を適宜実施してきたところであります。

パワーハラスメントは、職員の人権、働く権限を侵害し、職場において職員の能力発揮を妨げるばかりでなく、職場環境を悪化させ、その勤務状況に不利益をもたらすとともに、業務の円滑な遂行を阻害することにもつながりかねませんので、職員個々がパワーハラスメントの悪影響を認識し、職員の勤怠意欲を減退させることなく、安心して相談できる環境づくりを進めてまいります。

また、来年度におきましては、職員がパワーハラスメントに関する正しい知識が得られるよう、パワーハラスメントに特化した研修会を実施するように指示しております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 8番、矢板議員。

○8番（矢板清枝） それでは再質問させていただきます。今、組合長の答弁には、昨年でよろしいのでしょうか、南那須地区のパワハラ規程というものを9月に施行されたということでお伺いしたように思ったのですが、それでよろしいのでしょうか。

それでは、その規程に基づいて、広域としての統一性というのは図れているのか、お伺いしたいと思います。各、病院、消防、衛生センター、この事務組合、またほかにもありますが、その中で皆さんが、この規程があるということで、全部が網羅されているか。きちんと分かっている、認知されていて、それがこういう規程になっているというのが皆さんに浸透しているか、統一性が図れているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 今の点に関してお答え申し上げます。今までは、先ほど組合長からも答弁がありましたとおり、各所属のほうでそのような規程は、病院・消防についてはございました。全体的なものがなかったものですから、今回改めてその規程のほうを作成したところでございます。

この規程のほうは、全職員に渡りますように、各所属長を通しまして通知のほうを出しております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 8番、矢板議員。

○8番（矢板清枝） では今後、その規程が皆さんに浸透していくということで理解してよろしいですか。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 議員のおっしゃるとおり、ご理解いただければと思います。

○議長（沼田邦彦） 8番、矢板議員。

○8番（矢板清枝） その中で、ハラスメントの事例というのはなかったと、答弁の中にもありましたが、相談しにくい体制であった、相談しにくい要因というのがあったのではないかと心配するところでございます。人間関係の相談ではできていたけれども、ハラスメントに関しての相談というのはできにくい環境だったのかなと思われるんです。

その中で、まず2020年6月より企業が講じなければ措置義務として、4つ提起されてきました。その中で、ハラスメント対策の方針を明確化し、従業員に周知・啓発する。相談に応じ適切に対応するために必要な体制を整備する。3、ハラスメントが発生した場合の迅速かつ適切な対応を確認する。4、上記に併せてプライバシーの保護や不利益取扱いの禁止などを徹底するという、このような4つのポイントというのが重要となっていきます。

一番この中で、相談というのができやすい環境が必要だと思われるのですが、このようなことをきちんと盛り込んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 先ほど組合長の答弁のほうで、実績がなかったという件ですが、こちらのほうは、規程をつくった後の実績がないということですので、その以前につきましては、各所属長のほうで把握しておりまして、例えば人間関係のトラブル等があったときは、その都度対応していたという状況でございます。

今回の規程の内容でございますが、やはり職員の責務や所属長の責務、それから相談窓口の設置、苦情相談の対象者と苦情相談員の対応等を規定しておりまして、基本的には各職、個人の方が相談したくて所属長に対して相談する。ただ、その所属長から、もしパワハラを

受けていたとする。そうすると当然相談はできないと思いますので、その時は直接、こちらの事務局のほうに相談していただいても結構ですと。

本人じゃなくても、周りで見ている方、あの方パワハラを受けているんじゃないのとか、そういうのがあれば、こちらも当然、事務局のほうに持ってきていただくような形でお願いするような規程になっております。

○議長（沼田邦彦） 8番、矢板議員。

○8番（矢板清枝） 相談窓口というのは本当に大切になってくるので、今のやり方も大切だと思います。

この南那須広域行政組合の、先ほど言われていた分限及び、これは分限及び懲戒などの取扱規程というのが載っていました。平成18年に施行ということで書かれていたのですが、この中で審査委員というのが明記されていまして。この中に、「事務局長、消防長、病院長、事務局総務課長及び当該職員の所属する課・署・室の長の職にある者をもって組織し、委員長は事務局長、副委員長は消防長、病院長をもって充てる」というふうに明記されていたのですが、この中にセクシャルハラスメントのことが明記されていまして、この文書の中に審査委員会というのが、ハラスメントに対してもやっていくのかなというふうに受けましたので、今後の、新しくできたものに対しては、審査委員会というのは設けておられると思うのですが、このような組織のメンバーでよろしいでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 今回の分限のほうの関係ですが、今回、パワハラも含みますが、本人、パワハラを受けている方と、当事者ですね、パワハラを行っている方、その方というのは当然、この委員会のほうは外した上での話になってきますので、もしそのようなことがあったときには外したうえで、審査のほうを実施するような形を取るべきと考えています。

○議長（沼田邦彦） 8番、矢板議員。

○8番（矢板清枝） それで提案なんですけれども、第三者というのを交えた関わりというのも考えてはいかがかなと思います。できれば、この中には組合長は入っておられませんので組合長や副組合長におられてはいかがかなと思いますし、または、第三者を選ぶに当た

り、広域の議員の中から選んでもという、そういうふうな考えもあるんですけども、そのような考えはいかがかなと思ひまして、要望したいと思ひますので、ぜひ考へていただくことはできるでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 今の件ですが、当組合のほうは産業医がまずいらっしゃいます。ですので、場合によっては産業医の協力を得て、来年度からは産業カウンセラーもお願いしようかと考へているところなものですから、場合によってはカウンセラーも交えて、そのような委員会を行うことも可能と考へています。

○議長（沼田邦彦） 8番、矢板議員。

○8番（矢板清枝） 働きやすい環境というのが本当に大事なことになってきますので、ぜひ、しっかりとした体制をつくっていただいて、皆さんがどんな些細なことでも言い合えるようなことが、風通しのいいような、そういう関係をつくっていただくというのが理想だと思います。

このコロナ禍で、なかなか自分のもやもやした気持ちというのがたまってしまふような今の状況にはなっていますが、皆さんの一人一人の思いというのを大切にしながら、職場をしっかりと監督していただきたいし、また、皆さんが安心して働ける職場というのをつくっていただきたいと思ひまして、このような質問をさせていただきました。ぜひともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 以上で8番、矢板清枝議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を16時15分といたします。

申し訳ありません、20分にします。

【休憩】（午後4時11分）

【再開】（午後4時20分）

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。次に、1番、久保居光一郎議員の発言を許可しま

す。

1 番、久保居光一郎議員。

〔 久保居光一郎議員 登壇 〕

○1 番 (久保居光一郎) 1 番の久保居でございます。傍聴席には今日は足元の悪い中、またお寒い中、たくさんの方にお越しいただきまして大変ありがとうございます。

それでは、時間も限られておりますので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

私は質問事項は 1 点であります。燃やさないごみ及び小型家電の処理の現状について。質問の要旨といたしまして、3 点について伺いをするものであります。

那須烏山市、那珂川町の令和 2 年度一般廃棄物処理計画書、これは実施計画書でもあるんですけれども、これによりますと、燃やさないごみは保健衛生センターに搬入され、女性の方、また男性の方もいらっしゃいますけれども、これは一般住民がやるのは月に 1 回に決められているわけです、燃やさないごみは。

しかし、そのほかに保健衛生センターのほうに直接搬入される、毎日のように搬入する燃やさないごみもあるんだと思うんです。

そのごみの中には、残念ながら、私も含めてなんですけれども、雑多なごみが混入しているのではないかというふうに推測しているところでもありますけれども、ごみの分別はどのようにされているのか、またその分別の現状はどのような状況になっているのかということについて、1 点伺いたいと思っております。

2 点目は、平成 25 年 4 月 1 日に、小型家電リサイクル法というのが制定されました。

それに伴い、那須烏山市と那珂川町は、那須烏山の場合には市内 4 か所で小型家電の回収ボックスというのがございまして、それで小型家電を回収しているところであります。

また、那珂川町さんのほうでは、やはり窓口の対応と、それからイベントなどによって小型家電を回収しているのかなというふうに承知しております。

しかし、これも燃やさないごみと同じく、保健衛生センターに搬入される小型家電もあると思われましてけれども、その処理はどのように対応されているのか、それについて伺うのが 2 点目でございます。

3 点目は、保健衛生センターは一般廃棄物中間処理施設としての業務を担っているわけです。一般廃棄物の中間処理業務といっても、し尿処理とかいろいろな業務があるわけです。その中で、やはり先ほど申しましたように、燃やさないごみもそのほかのごみも、いろいろな異物が混入して、現場では大変だと思うんです。



その方たちが、いろいろ現場から上のほうに、これは所長のほうに、またこの広域事務組合のほうに、いろいろな意見とか提案とかを出しているかと思うのですが、それについてどのような対応をされているのか。また、もしそういう具申、意見があればどのような内容なのか、その一端をお伺いできればなど。また、その対応はどのようにされているのか、その3点について伺いたいと思います。

2番目の質問は自席から行いたいと思います。組合長の答弁を求めます。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 久保居議員からのご質問、燃やさないごみ及び小型家電等の処理の現状について、お答えいたします。

まず1点目の、燃やさないごみに雑多なごみが混入した場合の分別についてであります。議員ご指摘のとおり、本来、燃やさないごみでありますガラス製品・陶磁器など以外にも、資源物でありますスチール缶・アルミ缶・瓶類が混在している状況であります。

燃やさないごみで収集されたごみは、保健衛生センターにおきまして、職員による種類ごとの手選別や機械による選定を行って処理しております。

燃やさないごみの処理につきましては今後も同様の処理を行ってまいります。市町の担当課とも協力しまして、さらなるごみの分別、またはごみの出し方について、引き続き利用者への理解を求め、啓発を行ってまいります。

次に2点目の、保健衛生センターに搬入される小型家電の処理についてであります。搬入される小型家電は現在、有価物として適正な業者に売却を行う形で処理を行っております。今後も同様に業者へ売却する方向で考えておりますが、今後の処理の在り方につきましては、市町の担当課とも検討を行い、さらなる適正な処理に努めてまいります。

次に3点目の、現場職員からごみ処理についての意見や具申はあるか、あるとすれば内容の一端、及び対応はどのようにしているのかについてであります。幾つかの改善点の指摘や意見は、現場職員よりございました。

内容の一部であります。休日持込日は保健衛生センターも大変混雑いたします。その中で、駐車スペースのラインを引いてはどうかということで、意見を採用し、駐車スペースにラインを引きました。

また、作業スペースが狭いことから、燃えるごみと資源物の搬入場所を分けて作業したほうが効率がよいと意見がありましたので、実際に分かれるようにし、作業効率も向上しております。

今後も職員の意見は尊重し、適時適切な意見につきましては、新施設への移行時期、財政状況等を考慮しながら、可能な限り意見を取り入れ、保健衛生センターの運営に努めてまいりたいと思います。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 1番、久保居議員。

○1番（久保居光一郎） ただ今、組合長から答弁をいただきました。まず、この質問の1点目でございますけれども、私が推測しているように、ガラスとかアルミ缶とか、そのほかいろいろなものが混入しているということでございます。

それを選別して処理をしているんだということでございますけれども、燃やさないごみの分別は、これは毎日しているのでしょうか。自己搬入されるごみは毎日分別できるとしても、1市1町から月1回、燃やさないごみが集まる日にち、その時にはかなり何台もの収集車が燃やさないごみを搬入するんじゃないかなと思うんです。

その時に、毎日毎日、自己搬入する部分であれば、そんなに量がないから、その日のうちに分別は終わるかもしれないですけども、那須烏山市のほうから1回どーんと持ってくる、那珂川町さんからもどーんと持ってくるといったときには、現在のプラットフォームだけで収容が可能なのか。そこで選別ができちゃうのか、また、そこに収容できないようなものは野積み状態にしているのが現状なのか、その辺の実情について伺いたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） ただ今の久保居議員からのご質問に対しましてお答えいたします。

燃やさないごみの中には、混入している不適物としまして、瓶類や缶類などの資源物と、一般的な燃やすごみなども入っている状況でございます。

収集車で搬入される燃やさないごみの量は、1台当たり約1トンから2トン、大きい車ですと約3トンにもなる量でございます。

令和元年度の燃やさないごみの搬入量は全体で439トンになり、そのうち収集によるものが314トンでありました。割合にしますと約72%に当たる数字でございます。

収集車から下ろしたごみは、まず燃やすごみと粗大ごみを拾い上げて、次に金属製品、鍋、金属の蓋、ポットなどを、3番目に資源物、瓶類、缶類などの手順で、手作業で分別を

行ってから、磁選機、またアルミ選別機で再度選別を行っております。

しかしながら、燃やすごみや資源物の混入が多いため、限られたスペース、限られた時間での分別には限界があり、分別できなかったごみは最終処分場へ埋め立てることになります。

久保居議員のほうからも先ほどございましたが、プラットフォームのスペースだけで、また持ち込まれた日、搬入された収集日での処理ということで、今、対応しておりますので、ごみの分別につきましては、再利用できる資源を増やし、また、ごみ処理にかかる費用を減らすというようなことにつながってまいります。

このようなことから、市また町の担当課とも協力しまして、さらなるごみの分別の徹底をお願いしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 1番、久保居議員。

○1番（久保居光一郎） 今、答弁をいただいたんですけども、この持ってきているバックヤード、屋根がついているところで、ここにも写真があるんですけども、大体選別していますよね。屋根のあるところにごみを置いて。

所長が言われたように、燃やさないごみの中にも、これだけ——これは1回分だか2回分だか分かりませんよ、これだけ資源物の瓶が混入されているわけです。これは現場でやる方は本当に大変だと思うんですけども、そのバックヤードみたいなのは、先ほど私が質問したように、那須烏山市が1回、搬入車が何台も来るわけでしょう。那珂川町からも来るわけでしょう。それを毎日分別できちゃうのか、できないで、その作業をやっているところ以外のバックヤードというのはあるのかないのかということですよ。それをちょっと聞きたいです。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） ただ今のご質問でございますが、収集されてくる燃やさないごみにつきましては、那珂川町、また那須烏山市、それぞれ地区ごとに別日に搬入されてくるものでございます。

このようなことから、1日で現在、何とか処理を行っているところでございますが、そのようなことから、現在、何とか職員の限られた時間、またプラットフォームでのスペースで

処理を行っているというような形になります。

○議長（沼田邦彦） 1 番、久保居議員。

○1 番（久保居光一郎） 分かりました。今、所長から説明がありましたけれども、実は私はここに、これは平成30年度の3月に、南那須地区広域行政事務組合一般廃棄物処理基本計画、これは5年ごとに計画を立て直すんでしょう。これを持っておりますけれども、この中には、この平成30年度の、ただ今申し上げました南那須地区広域行政事務組合の一般廃棄物処理基本計画の39ページには、「資源の分別徹底が記載され、燃えるごみ・燃えないごみの中には資源として利用できるものも多く混入しているため、分別の徹底を呼びかける——」これは呼びかけるですから、一般家庭とか事業所のごみを搬出される方に呼びかけるということだと思います。

さらには、この計画書の中の49ページ、50ページには、「ごみの排出抑制、再資源化施策には、ごみの適正処理をする」というふうに書いてあります。

もう一度繰り返しての話になりますけれども、燃やさないごみをきれいに、瓶とかアルミ缶とか、ビニールの袋もあるでしょう、茶色の瓶もそうだし、そのほか、ブリキもあるわけですが、きれいに選別をしたときには、最終的に不燃物残渣、不燃残渣として燃やさないごみを分別して、最終的には不燃残渣できちんと仕分けた写真がこれです。所長、お分かりですよ。

大体これには、組合長にもお見せしたことがあると思うんですけども、これは瓦とか、それから植木鉢とか、コンクリートの破片とか、そういうものなんです。この不燃物残渣は不燃物残渣で、恐らくジークライトさんとかそういうところに持っていきます。

しかし、現実、こっちの写真を見ていただきたいんですけど、これも組合長は見たことがありますよね。私、お見せしましたよね。

これはコンテナに入っているんです。この状態で、恐らく今は委託業者に引き取られているんじゃないかなというふうに思うんです。これはコンテナに入っているんです。こっちの写真もそうです。こういう状態です。

という、これには、この後にもつながっていくんですけども、いろいろなものが入っているんです。ブリキも入っているし、鍋も入っているし、もちろんこの後質問する小型家電も入っているんです。

こういう状態で持っていくのは間違いないですか、今も。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） ただ今のご質問についてですが、確かに、収集されてくる燃やさないごみの中には、いろいろなものが入っております。そのようなものに対しまして、最大限の職員の努力と申しますか、そういった形を取りながら、先ほども申し上げましたが、限られた時間での分別には限界があると。

また、分別している時間が取れないようなこともあるというような場合には、ストックヤードの空いているところに一時的に空けるような形で対応するというようなことも、まれではありますが、そのような形も取りながら、極力、最終処分に回るものを減らすというような方向で、努力はさせていただいております。

○議長（沼田邦彦） 1番、久保居議員。

○1番（久保居光一郎） 所長も実際現場にいて、いろいろなごみの混入されている、そしてそれをまたある程度、法令をにらみながら指揮・監督するのなかなか大変かなというふうに思います。

しかし実際、今はこの状態で搬入されています。この状態で、何回も言いますが、完全に燃えないごみを分別すれば、先ほどお見せした瓶とか、アルミ缶にしろ鍋にしろ鉄類にしろ、全部きれいに選別して、本当は不燃残渣というのはこれが不燃の残渣なわけです。それを、この状態でコンテナに入れたまま委託業者に持っていってもらっているという状態であるということは、所長、どうですか。間違いはないでしょう。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） ただ今久保居議員のほうから写真を見せていただきまして、そのようなことが過去にはあったのかなと。

○1番（久保居光一郎） 過去じゃないよ。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） 申し訳ございません。常にそちらのコンテナを見ているというようなこともありませんでしたので、大変申し訳なく思いません。今後につきましては、そのようなことがないよう最大限の努力をさせていただきたいと

思います。

また、それに関しましては、搬出されます市町の担当課などとも協力をさせていただきまして、さらなる分別の徹底というところに、まずはお願いするところから、私どもとしても始めさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 1 番、久保居議員。

○1 番（久保居光一郎） それでは、2 点目について伺いたいと思います。

小型家電は、那須烏山市と那珂川町も、先ほども申しましたけれども、それぞれ回収している。また、直接衛生センターに搬入される、先ほど申しました繰返しになりますけれども、燃やさないごみも小型家電も多く搬入していると思うんですけども、どのように分別されているか。これについても伺いたいと思います。先ほどのと大体同じような質問で申し訳ないんですけども、簡単でいいですから教えてください。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） 小型家電の処理につきましては、組合の構成市町であります市の一般廃棄物処理計画において、その主な処理方法としまして、認定事業者への搬出となっております。

ただし、計画において、逆有償のときは検討するとされておりまして、そのような場合には他品目との調整、また、市のほうから広域衛生センターと協議しまして、支払い額が発生しないようにするというようなこととされておりまして。

このようなことから、当衛生センターにおきましても、小型家電の処理につきましては、現在、見積を徴したところから、小型家電につきましては逆有償となるような形になっておりますことから、有価物として、適正な業者を選定しまして売却を行っているところであります。

○議長（沼田邦彦） 1 番、久保居議員。

○1 番（久保居光一郎） 小型家電は、那須烏山市も那珂川町さんも、小型家電リサイクル法にのっとって、その許認可がある委託業者「リバーホールディング」に委託している。

保健衛生センターは、どこの許認可を持っている委託業者に委託しているのですか。その

会社名が分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） ただ今のご質問についてございますが、衛生センターのほうとしましては、家電リサイクル法というものも平成25年4月からスタートしたということで、理解のほうはしております。

現在のこちらの処理としましては、小型家電につきましては有価物と。鉄類ということで処理しておりますので、そのような形での処理ということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 1番、久保居議員。

○1番（久保居光一郎） 今、所長は、有価物として、鉄類と言いましたよね。鉄類。その中に、小型家電も鉄類の部分で入れているということでしょう。それは、この鉄類をコンテナで入れ替えて持って行くのだと思うんですけど、その業者は鉄類で持っていってくれる業者、コンテナを持っていく業者は、小型家電の認可を取ってありますか。確認していますか。それを教えてください。

○議長（沼田邦彦） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（石嶋賢一） 現在、逆有償になるようなことから、有価物ということで業者のほうに売却をしておりますが、そちらの業者につきましては、小型家電の認定事業者というような形ではなく、適正な処理を、小型家電を鉄類の一部として買い取って処理をしていただいているというような形となっております。

○議長（沼田邦彦） 1番、久保居議員。

○1番（久保居光一郎） それは、所長を責めるだけじゃないけども、そういうことを今までずっとやってきているわけです。そうでしょう。25年。25年ですよ。平成25年の4月1日。そうしたらもう今から8年ぐらい前でしょう。この小型家電のリサイクル法が施行されて、那須烏山市も那珂川町も回収ボックスなどを設けて回収している。

だけど、先ほど私が言いましたように、衛生センターに持ち込まれるものもある。これは

私、ちゃんと現状も、こういう写真も押さえているんですよ。

このままコンテナで、委託業者は言いません。これを持って行っていただく委託業者の迷惑になると悪いので申し上げますけれども、この状態で、鉄類として小型家電がここに入っているんですよ。これは私がちょっと見ただけであれですけども、ファンヒーターとか電源コードとか、それから、ミッキーマウスならいいんだけどパソコンのマウスが入っていたり、そういう写真なんですよ、これ。これも全部鉄類なんですよ。中には鍋の蓋みたいなものもあるし。

これを持っていく委託業者も恐らく迷惑しているんじゃないかと思うんです。そうしたら、この中間処理業者が、先ほど言ったように、基本計画の中でうたっているじゃないですか。「小型家電を適正に選別し」。そうでしょう。それを市民や皆さんに呼びかける立場でしょう。これは那須烏山市の環境課もそう、那珂川町の環境課さんもそうだし。保健衛生センターに呼びかけるほうじゃないですか。それが現実、こういう法令違反ですよ、これ。

業者も困っていると思うんですよ、恐らく。うちは許可がないのに、これまで持って行ってくれと言われるんじゃないかというふうに、恐らく、いつからか分かりませんが、ここ数年、こういう状態でやっているんじゃないですか。

これ、塩野目局長、あなたは知りませんか、これ。こういう状態を。

○議長（沼田邦彦） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） 申し訳ございませんけれども、把握しておりません。

○議長（沼田邦彦） お諮りいたします。ここであらかじめ会議時間の延長を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

1番、久保居議員。

○1番（久保居光一郎） これね、塩野目局長、あなたが知らないというのは嘘だ。と思う。それだけ言っておきます。



次、3番目の質問に入りたいと思います。

保健衛生センターは、一般廃棄物の中間処理業も担っております。簡単に分ければ資源化・無害化・減量化・安定化、その業務を遂行する中で、一般廃棄物処理法、産業廃棄物処理法、大型家電リサイクル法等々、多くの法令を遵守しなければならない。これは大変厳しい課題でありますけれども、しかし、できるだけ遵守しなければならない義務があるわけがあります。

衛生センターの施設は、しかし老朽化している。だから、仮に問題があっても、新しい施設ができるまでは現状のままでいいんだと。あんまりうるさいことを言うなというようなことも言われたという職員の意見も聞いております。それは誰が言ったか分からないけれども、塩野目局長が知らないわけない。と思います。

そういうことで、いろいろと今まで、現場の職員からですよ、組合長。塩野目局長は知らないと言っているけれども、いろいろな不信があるわけですよ。こんなふうにしたら改善できるんじゃないですか。一番冒頭にも言ったように、バックヤードが足りないから、燃えないごみをためておくのに屋根つきのバックヤードを造ってくれませんかというような意見とかがあっても、新しい施設ができるのだから、今、そんなことはやらなくていいんだ、余計なことを言うんじゃない、というような風潮があると聞いております。

その辺を真摯に受け止めていただきたいと思うのですが、いかがですか、組合長。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） はい。そのような機会がありましたら取り入れていきたいと思えますので、また、もしも議員の方々でも、そういう意見をお聞きになりましたらご報告のほうをお願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 1番、久保居議員。

○1番（久保居光一郎） ひとつ、よくその現状をわきまえていただきたい。これは、新しい施設ができるのには、まだ何年かかるか分からないでしょう。現に候補地も決まっていないんだから。

そうしたら、今の施設で、先ほど予算も通しましたけども、毎年のように、自動車で言えば車の定期点検と同じです。1億とか8,000万とか、年度によって違うんですけども、定期健診しているわけですよ。その中で最大限の分別、やっぱりそういう法令遵守がなくち

や駄目ですよ。

現場は、これはどうなんだろうな、これはどうなんだろうな、これは石嶋所長も含めて、日々そういう悩みがありながら分別をしているのだと思うんです。それであれば、もっと、これだけたくさんの法律があるわけですから、それについてのマニュアル化といいますか、文書化をして誰もが、一応、本計画の中にも書いてあるけれども、見える化を図るようなマニュアル化を図って、これはこういうふうに、ここまでしなくちゃ駄目なんだとかいうようなことが、今までもそういう提案や要望があったと思うんですけど、それをやっぱり現場を知らない人が、それは塩野目局長、それはおかしい。あなたは大体分かっているわけですよ。

皮肉って言っているわけじゃない。あなたは全て、全部の職場を歩いてきているわけだから、一番分かっているわけです。だから私は、優秀だと思う。だから、そういうところをもっと見てやってください。ちょっと塩野目局長の所感を聞きたいです。

○議長（沼田邦彦） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） 今後も、各所属にいきまして現状を把握したうえで、事務のほうを執行させていただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 1番、久保居議員。

○1番（久保居光一郎） ぜひそのようにお願いしたいと思います。組合長も、現場の、これは私、一、二回お見せしましたよね。よく実情を調べて、私はいじめているんじゃないですよ、それをできるだけ適正にやらなくちゃならない。それには私も今回いろいろと調べさせていただいて、私自身も、実はごみについては家内に任せっきりなので、こういうふうに分別するのか、この日はこういうごみなんだなというのが改めて、大体分かっていたのですが、改めて詳しく自分でも理解したというふうに考えております。

保健衛生センターには、先ほども言いましたように、いろんなごみが運ばれてくるわけがあります。しかし、それらを全て分別して適正に処理をしなければならないという大変な現場の状況なんだなというふうに思っております。

今申し上げましたように、今回の質問をするに当たり、私もいろいろと勉強させていただきました。一般廃棄物中間処理業を担って、日々、庶務及び業務を進めていただいている関係職員の方々には、改めて心から感謝を申し上げるところであります。

併せて今後は、さらに現場関係者と意見疎通を図ること、今起きている諸問題、諸課題に

ついて、現場の職員と真摯に向き合って協議を行い、コンプライアンスにのっとり、早急に改善策を講じること、この2点を強く要望させていただいて、私の質問を終わります。

○議長（沼田邦彦） 以上で1番、久保居光一郎議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開は5時にします。

【休憩】（午後4時56分）

【再開】（午後5時00分）

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。次に、6番、大金市美議員の発言を許可します。

6番、大金市美議員。

〔 大金市美議員 登壇 〕

○6番（大金市美） 6番、大金市美です。私は1項目、要旨2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、平成31年3月15日に南那須地区広域行政事務組合訓令第2号として、南那須広域行政事務組合職員の任用替えに関する要綱が制定されました。

この要綱の第1条に、「人事の適正を図るため任用替えを行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする」とありますが、この要綱は、現状においての人事の適正配置を図るためなのか、それとも今後の新施設を予定している保健衛生センターや、那須南病院の大規模改修等を見据えて制定したものなのか、組合長の所感を伺います。

続きまして2点目ですが、訓令第3号、南那須広域行政事務組合職員研修実施要綱の第3条に、「研修の対象者は、保健衛生センターにおいてごみ処理業務に従事している職員とする」とありますが、この研修は現在も行われていると思うが、研修の時期や研修先についてはどのような判断で実施されているのか、組合長の見解を伺います。

以上、1回目の質問を終了いたします。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 大金市美議員からのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、南那須地区広域行政事務組合職員の任用替えに関する要綱の制定につい

てご説明申し上げます。

当要綱は、保健衛生センターにおいて技能労働者相当の業務に従事する、ごみ処理業務を行う正職員を対象として制定いたしました。議員の皆様ご理解のとおり、ごみ処理業務の新施設については令和9年稼働を目標に進めているところであります。ほかの団体の施設を見ましても、現在のごみ処理業務の主流は全業務委託となっており、当組合の新施設においても全業務委託となる可能性がございます。

そうしますと、技能労働者相当の業務に従事する職員においては、現在と同様の業務を行うことができなくなり、また、他所属においても類似した業務はほぼ見込めない状況であります。

そのような状況の中、現在ごみ処理業務に従事する職員は一般行政職としての採用であり、新施設稼働後、仮に全業務委託となった場合、一般事務職同様、事務職のローテーションに組み込み、人事配置することになっております。

しかし、一部職員を除き、採用時から事務職の経験がありませんので、いざその時、対応できないとならないよう、事前に事務に必要な基礎知識や職場でのコミュニケーション能力を学習し、一般事務職として就労可能かを自身で見極めていただき、もし一般事務職の業務に従事するのが難しいと自己判断した場合、任用替えを希望していただき、組合としても何らかの業務を掘り起こしたうえで、組合職員として就労を継続させていただくことを目的に制定したものであります。

なお、任用替えの希望につきましては、職員自身の希望を尊重し、決して強要はせず、また誘導もしないように進めております。令和8年9月末までには意思決定をしていただきたいと伝えているところであります。

次に2点目の、職員の研修状況についてお答えいたします。

こちらは、先程の1点目の答弁について、保健衛生センターにてごみ処理業務に従事する職員を対象に実施しているとお答えしたところでありますが、この研修が始まったのは平成31年当時、ごみ処理業務に従事していた職員が9名おり、平成31年4月から半年単位で1名ずつ研修を受講してもらっております。

その後、令和元年10月から2人目が受講を開始しましたが、直後、保健衛生センターが台風19号により被災し、災害復旧対応のため、研修は一時中止としました。

さらに、令和2年4月からの研修は、受入先であります那須南病院の予定が立たず半年延期し、令和2年10月より引き続き2人目の職員が受講しているところであり、現時点では令和6年9月末に対象者全員の研修が完了する見込みとなっております。

また、研修先を那須南病院総務課に設定した理由ですが、他の所属においては一般住民と

接することがほぼなく、電話についてもほぼありませんので、電話対応や住民との接点等も考慮し、住民に近すぎず、かといって遠すぎないことを考慮したものであります。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 6番、大金議員。

○6番（大金市美） 再質問をさせていただきます。要旨のまず1点目です。この要綱の制定は組合長が指示されたものなのか、それとも総務課が制定したものを組合長が承認されたのか、その辺のところを組合長にお聞きします。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） おっしゃるとおりです。総務のほうが企画し、私が承認させていただきました。

○議長（沼田邦彦） 6番、大金議員。

○6番（大金市美） 第3条に、任用替えは組合の業務上、または人事行政上特別な事由がある場合に行うことができるとありますが、再度組合長に伺います。

先ほどの答弁が、特別な事由ということだと思いますが、そのことについてお聞きしたいと思えます。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 特別なことというのは、結局、今度衛生センターが業務委託になる可能性がありますということで、今回はこのような措置をさせていただいております。

○議長（沼田邦彦） 6番、大金議員。

○6番（大金市美） 現在、執行部が想定している令和9年度に保健衛生センターが新設されたときは、業務係は何人ぐらい削減できるのか。また、運営形態は現状の形態なのか、または民間委託なのか、組合長はどのような運営を想定されているのか、その構想があるの

であれば伺いたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 今のところ、業務委託を考えておりますが、先ほど川俣議員のほうからも質問がありましたように、いろいろな形態を今、検討していますので、運用に関しては皆さんと協議をする時間が必要かと思っております。

ですから、今、人数をどの人数にするかというお答えはちょっと難しいかと思っておりますので、控えさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 6番、大金議員。

○6番（大金市美） いろいろな決め事といいますか、重要な案件が今までも、多分これからも出てくるのではないかと思います。こういった要綱を議会に諮ることではないというふうに承知をしておりますが、組合長さんが先を見据えて要綱を制定されるのかと思いますが、もちろんこれは組合長さんだけではありませんけれども、広域事務組合も二元代表制でございますので、できれば重要な要綱、事案によっては、機会を捉えて議会側にも報告していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） もちろん、そのように思っております。

○議長（沼田邦彦） 6番、大金議員。

○6番（大金市美） それでは、要旨2点目の再質問に入りたいと思います。

答弁によりますと、研修の時期については令和元年4月1日からということです。その研修先は那須南病院の総務課とのことですが、まだ保健衛生センターを移転する候補地も、先ほどの臨時議会での補正予算で議員提案の候補地と執行部提案の候補地との比較検討をしているところであり、まだ新施設の候補地さえも決まっていない、そのほか予算、施設の概要、事業運営形態も議会に諮られていない状況の中で、なぜ今の研修を前倒しにして行うのか理解し難いものであります。

この点、組合長の見解を改めて伺いたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 組合長。

○組合長（川俣純子） 確かに、もともとの衛生センターの建て替えにおいては、令和9年稼働を目標にしておりますので、それに合わせて、職員が9名いますので、1回だけの研修で済むかどうかも分かりませんので、前倒しでさせていただいております。

中には、それが向いていけば業務を変更する場合もあるかもしれませんので、いろいろな意味での可能性を導くためにも、期間をちょっと取らせていただいております。

○議長（沼田邦彦） 6番、大金議員。

○6番（大金市美） 保健衛生センターの業務系の研修者は、那須南病院の総務課で研修されているとのことですが、現在コロナ禍で、病院では医師の先生をはじめ、看護師、職員が入院患者、来院患者に対する感染予防と本来の医療業務等々、また感染予防対策としてPCR検査と、昨年からの激務の日々が続いている中で、研修者を受け入れて事務職の研修の指導に当たれる職員はいるのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 病院総務課長。

○病院事務次長兼総務課長（澤村雅彦） 配置場所は総務課の管財に当たるということで、診療材料の払出しとか、先ほど電話の話もありましたが、電話の、他の職員と同じように受付をいただいたり契約関係の事務、その辺もいろいろと研修を行っているところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 6番、大金議員。

○6番（大金市美） 時間が大分過ぎてまいりましたので、最後になるかと思います。

本日、広域行政事務組合定例会は、私が5人の質問者の中で最後になります。恐らく、5人の質問者が一般質問に登壇するのは珍しいというか、多分、先輩方の話を聞いてみますと、初めてのことだと思いますけども、組合長さんや事務局長をはじめ、職員の方々が現在の保

健衛生センターの老朽化の状況を踏まえて、先々のことを想定して公表されていることは理解はできますが、先ほども申し上げたように、広域行政事務組合は那須烏山市と那珂川町の行政が所管する業務内容に勝るとも劣らない重要かつ重責を担っている職務の方々であります。

また、それらの業務が適正に行われているかをチェックし、時には提案や意見を申し上げるのが議会であり、議員であります。執行部と議会、双方とも地域住民の負託に応えるよう努めなければならないなど改めて感じるところであります。

以上、私のほうから申し上げて、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（沼田邦彦） 以上で、6番、大田市美議員の質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和3年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

[ 午後5時15分閉会 ]